

第4期甲佐町障がい者計画

平成30（2018）年3月

甲 佐 町

はじめに

国際社会においては、平成 18 年 12 月、国連で「障害者権利条約」が採択、平成 20 年 5 月に発効され、平成 28 年現在、174 の国と地域で締結されています。

一方、国においても、この条約の批准に向け、平成 23 年 8 月の「障害者基本法」の改正をはじめとして、平成 25 年 4 月に「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」の施行、平成 25 年 6 月に「障害者雇用促進法」の改正が行われました。こうした国内法の整備を踏まえ、国では平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准しました。現在はこの条約の完全実施に向けた取組強化や国際協力が一層推進されるなど、近年、障がいのある方々を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。

さて、平成 28 年 4 月 14 日から発生した「熊本地震」においては、障がいのある方々に対する支援体制についての課題が改めて浮き彫りとなり、障がいのある方々の安心・安全を守る体制づくりの必要性が再認識させられました。

本町では、「障害者基本法」に則り、本町における障がい者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図るために、平成 23 年度に「第 3 期甲佐町障がい者計画」を策定し、障がい福祉分野において、障がいのある方々の自立と社会参加、尊厳を持った地域生活の実現を目指すための指針としました。

また、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となり、「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たに障害保健福祉施策を講ずる」という趣旨の下、平成 26 年度に「第 4 期甲佐町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。

今回の「第 4 期甲佐町障がい者計画」は、社会環境の変化に対応し、「第 6 次甲佐町総合計画」基本構想に掲げるまちづくりの基本理念「自然環境を活かし、文化と交流が育む暮らしやすい安心・安全なまちをつくります」を基に新たな指針を策定し、この計画に基づき、障がいのある人もない人も、支え合い、励まし合い、見守り合い、共に生きるまちづくりの実現に向けたさまざまな取り組みを推進します。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力・ご協力いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート等で多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成 30 (2018) 年 3 月

甲佐町長 奥名 克美

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 計画の基本理念（目指す将来像）	2
4 計画の策定体制	2
(1) アンケート調査の実施	2
(2) 策定委員会の設置	2
第2章 障がい者を巡る甲佐町の現状	3
1 人口の動向	3
(1) 人口構造	3
(2) 年齢3区分別人口の推移	3
2 身体障がい者（身体障がい児を含む）の状況	5
3 知的障がい者（知的障がい児を含む）の状況	7
4 精神障がい者（精神障がい児を含む）の状況	8
第3章 安全・安心な生活環境の整備	9
1 移動しやすい環境の整備と施設のアクセシビリティの配慮	9
2 住宅環境の整備	12
3 情報アクセシビリティの向上	13
第4章 防災、防犯等の推進	17
1 防災対策の推進	17
2 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	21
第5章 障がいに対する理解と交流の促進	22
1 障がい者への理解と差別解消の促進	22
2 地域住民等との交流の促進	25
第6章 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	27
1 意思決定支援の推進	27
2 相談支援体制の構築	28

3	福祉サービスの充実.....	32
4	障がいのある子どもに対する支援の充実.....	35
第7章	保健・医療の推進.....	37
1	保健・医療の充実	37
2	精神保健対策の充実.....	40
3	難病に関する保健・医療施策の推進.....	41
第8章	雇用・就業、経済的自立の支援	42
1	総合的な就労支援	42
2	経済的自立の支援	43
3	障がい者雇用の促進.....	43
第9章	教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進.....	46
1	インクルーシブ教育システムの推進.....	46
2	生涯を通じた多様な学習活動の充実と文化芸術活動・スポーツ等の推進.....	48
第10章	計画の推進体制	51
1	関係機関等との連携.....	51
2	計画の進捗管理.....	51

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成18(2006)年12月に国連で採択された「障害者権利条約」の締結をめぐり、必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組んできました。その結果、平成23(2011)年には障害者基本法の改正、平成25(2013)年には障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の施行が行われ、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの新しい内容が示されました。その後、平成26(2014)年1月に、障害者権利条約の批准・締結が行われました。

障がい者の人権に関しては、平成24(2012)年の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に続き、平成28(2016)年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されました。

近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成24(2012)年3月に策定した「第3期甲佐町障がい者計画」を見直し、計画に基づく取組の現状と残された課題を検証しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、「第4期甲佐町障がい者計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけと期間

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)です。

町における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、町民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

上位計画である「第6次甲佐町総合計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

なお、本計画の計画期間は、平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6年間としています。

3 計画の基本理念（目指す将来像）

障がいのある人もない人も、共に支え合い助け合うまち こうさ

この計画は、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、支え合い、助け合いながら共に暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、「障がいのある人もない人も、共に支え合い助け合うまち こうさ」を基本理念とします。

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の生活実態、行政に対する要望を把握するために、障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

- 調査地域 甲佐町
- 調査対象 甲佐町において身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を利用している方
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 平成 29（2017）年 7 月 14 日～平成 29（2017）年 8 月 18 日

	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
障がい者	676 人	363 人	53.7%
障がい児	61 人	27 人	44.3%

(2) 策定委員会の設置

計画案を検討するため、「策定委員会」を設置し、協議を行いました。策定委員会は、保健・医療・福祉の関係者のほか、障がい者団体や当事者の代表者を委員とし、幅広い意見の集約を行いました。

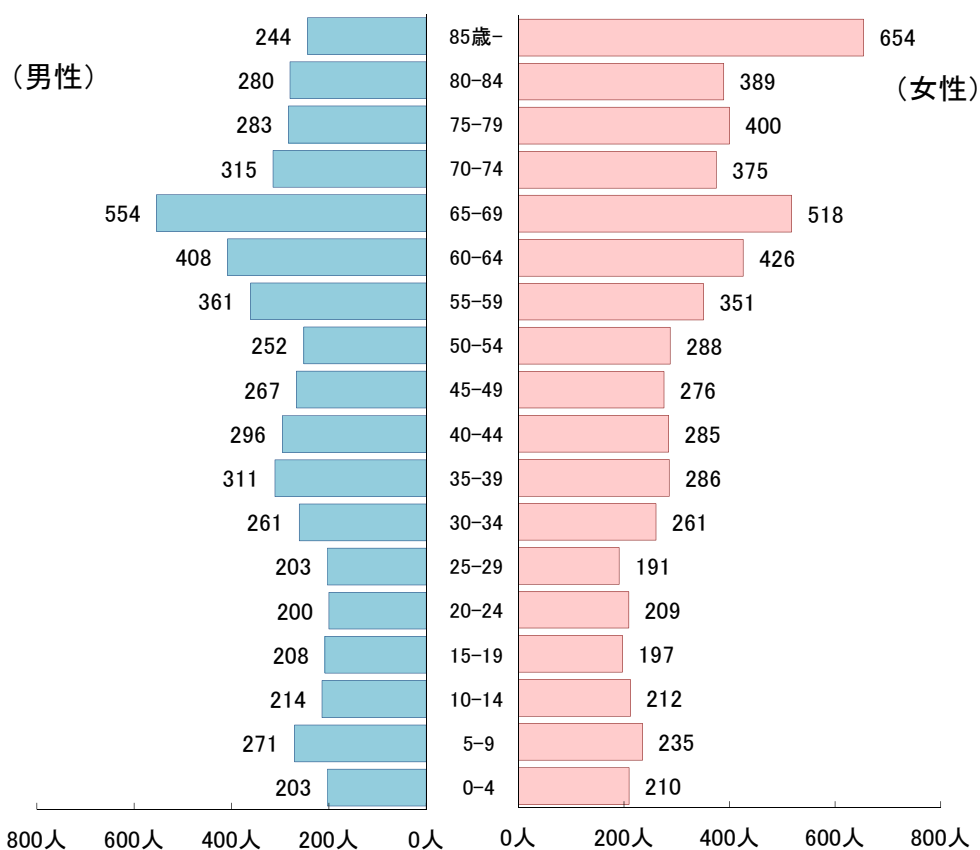
第2章 障がい者を巡る甲佐町の現状

1 人口の動向

(1) 人口構造

本町の総人口は10,894人であり、うち、男性は5,131人、女性は5,763人となっています。そのうち、高齢者の人口は4,012人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は36.8%となっています。高齢化率は男性（32.7%）よりも女性（40.5%）の方が高くなっています。

図表 1 人口ピラミッド



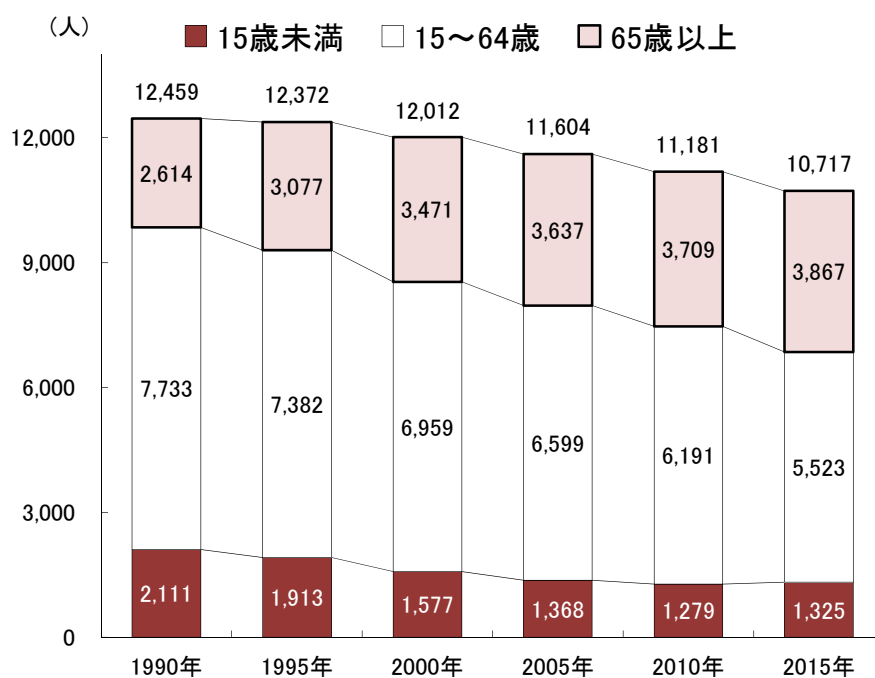
平成 29（2017）年 3 月末現在

資料：住民基本台帳

(2) 年齢 3 区分別人口の推移

本町の総人口は減少しています。一方、65歳以上の人口は一貫して増加しており、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は平成 17（2005）年以降、3割を超えています。

図表 2 年齢3区分人口の推移

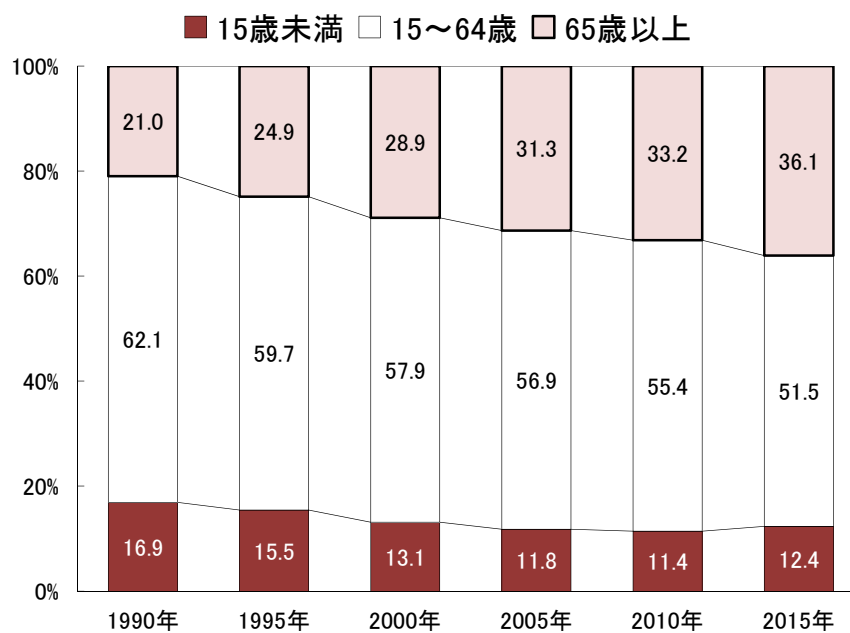


資料：国勢調査

各年 10 月 1 日現在

※ 年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。

図表 3 年齢3区分別構成比



資料：国勢調査

各年 10 月 1 日現在

2 身体障がい者（身体障がい児を含む）の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、平成 28（2016）年度末現在 619 人となっており、減少傾向にあります。総人口に占める本町の身体障がい者の割合は 5.68%（平成 28（2016）年度末現在）となっています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が 282 人（45.6%）と最も多く、次いで内部障がい者が 204 人（33.0%）となっています。また、等級別に見ると、重度障がい者（1、2 級）は 275 人で、全体の 44.4%を占めています。

図表 4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1級	213	210	203	205	196
2級	98	99	102	88	79
3級	100	100	98	91	90
4級	198	202	205	194	193
5級	32	31	30	31	32
6級	30	29	33	31	29
合計	671	671	671	640	619

各年度末現在

図表 5 身体障害者手帳所持者数（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	5	3	0	0	1	0	9
	65歳以上	15	7	6	2	6	3	39
	合計	20	10	6	2	7	3	48
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	2	2
	18～64歳	1	3	0	2	0	2	8
	65歳以上	5	18	13	19	0	9	64
	合計	6	21	13	21	0	13	74
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	0	1	0	2			3
	65歳以上	0	1	5	2			8
	合計	0	2	5	4	0	0	11
肢体不自由	18歳未満	4	1	0	0	1	0	6
	18～64歳	16	13	11	13	10	7	70
	65歳以上	37	31	43	75	14	6	206
	合計	57	45	54	88	25	13	282
内部障がい	18歳未満	1	0	0	0			1
	18～64歳	17	1	3	9			30
	65歳以上	95	0	9	69			173
	合計	113	1	12	78	0	0	204
合計	18歳未満	5	1	0	0	1	2	9
	18～64歳	39	21	14	26	11	9	120
	65歳以上	152	57	76	167	20	18	490
	合計	196	79	90	193	32	29	619

平成 29（2017）年 3 月末現在

3 知的障がい者（知的障がい児を含む）の状況

本町の療育手帳所持者数は、平成 28（2016）年度末現在 158 人となっており、おおむね増加傾向にあります。総人口に占める本町の知的障がい者の割合は 1.45%（平成 28（2016）年度末現在）となっています。

障がい程度別に見ると、A判定が 65 人（41.1%）、B判定が 93 人（58.9%）となっており、B判定の方が多くなっています。また、平成 24（2012）年度からのB判定の増加率は約 1.3 倍であり、比較的軽度者の伸びが目立っています。

図表 6 障害程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区 分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
A判定	64	65	65	66	65
B判定	74	71	83	89	93
合 計	138	136	148	155	158

各年度末現在

年齢階層別に見ると、18歳未満の手帳所持者数の増加が目立っています。

なお、知的障がいは発達期に現れるものであり、発達期以降に新たに知的障がいが生じるものではないことから、身体障がいのように高齢化の影響を大きく受けることはありません。

図表 7 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区 分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
18歳未満	19	20	28	35	39
18～64歳	95	94	98	99	98
65歳以上	24	22	22	21	21
合 計	138	136	148	155	158

各年度末現在

4 精神障がい者（精神障がい児を含む）の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 28（2016）年度末現在 110 人となっています。総人口に占める本町の精神障がい者の割合は 1.01%（平成 28（2016）年度末現在）となっています。

障がいの等級別に見ると 2 級が最も多く、全体の 49.1%を占めています。

また、自立支援医療（精神）利用者数は、平成 28（2016）年度末現在 155 人となっており、平成 24（2012）年度と比べて 19.2%増加しています。

図表 8 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1 級	51	50	48	46	47
2 級	47	53	52	55	54
3 級	4	5	6	8	9
合計	102	108	106	109	110

各年度末現在

図表 9 自立支援医療（精神）利用者数の推移（単位：人）

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
利用者数	130	137	124	174	155

各年度末現在

第3章 安全・安心な生活環境の整備

1 移動しやすい環境の整備と施設のアクセシビリティの配慮

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての町民にとっても安全で、便利で、快適な環境であると考えています。生活を営む上での様々な障壁を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを目指す必要があるといえます。

従来「ハートビル法」「交通バリアフリー法」を統合し、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が、平成18(2006)年12月20日から施行され、すでに10年が経過しています。その間、本町では、障がいのある、なしに関わらず、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らすことができる生活環境の整備を図るとともに、「地域共生社会」の構築を進めてきました。

しかし、調査結果では、外出に際して「道路・建物の段差がたいへん」と回答した人(14.9%)が最も多く挙げられており、また、「電車・バスなどの乗り降りがたいへん」(10.2%)、「障がい者に配慮した設備が不十分」(5.5%)との回答もみられ、施設等のアクセシビリティ※に配慮すべき箇所は依然として多く残されていることが分かります。

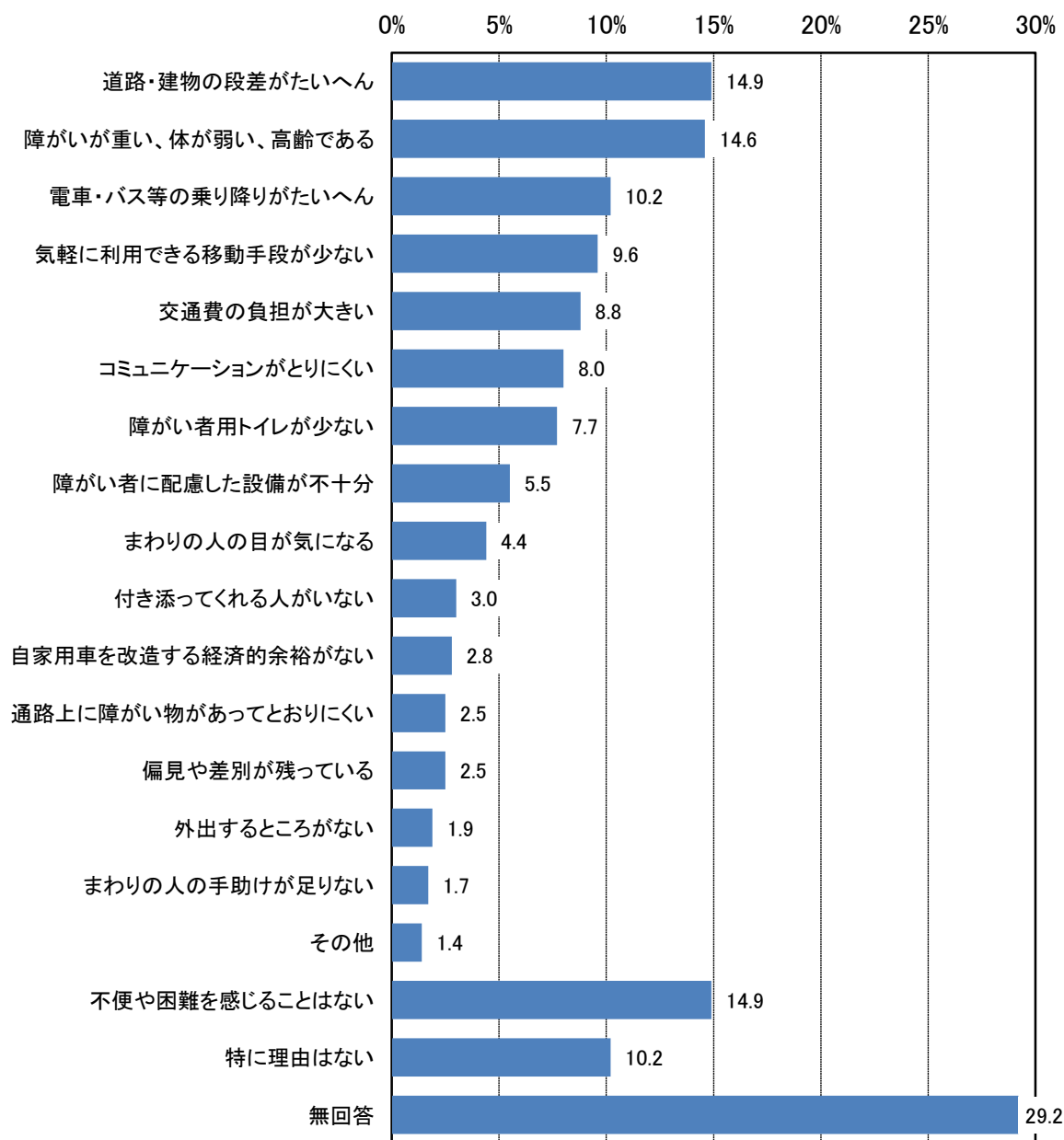
平成28(2016)年熊本地震により、町内の多くの道路が寸断されました。本町では、公道の早期復旧を進めるとともに、被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援するなど、移動しやすい環境の整備・早期復旧に努めています。

今後は、協働のまちづくりを進める観点から、自助・共助・公助の考えに基づいて環境整備を進めていくとともに、県などの関係機関と連携を図るなどして各種施策に取り組んでいく必要があります。

アクセシビリティとは、「アクセスのしやすさ」「利用のしやすさ」のことです。もともとは、情報の入手のしやすさのことを指していましたが、最近では、施設の利用のしやすさなど、様々な分野で使われはじめています。



図表 10 外出に関しての不便や困難、外出しない理由



(計:363人)

【今後の取組】

① 移動支援・同行支援事業の充実

障がいのある人の外出の支援を行う「移動支援事業」と「同行支援事業」の利用促進を図ります。これによって、障がいのある人の外出を支援し、社会活動への参加を容易にします。

② 交通安全対策の充実

障がいのある人に配慮した、町民の交通安全意識の啓発や交通安全教育の充実を図ります。すべての人にやさしいまちづくりのために、交通安全施設の整備・改善に努めます。

③ 公共交通機関のバリアフリー化の働きかけ

障がいのある人や高齢者など、すべての町民が快適・安全に移動できる交通環境の整備のために、乗り降り等での段差解消など、公共交通機関でのバリアフリー化の働きかけを進めていきます。

④ 公共施設のバリアフリー化

障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民が安全・快適な日常生活を送れるように、公共施設などのバリアフリー化を促進します。また、公共施設の新設の場合には、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが安全に利用できる施設となるよう整備します。

⑤ 民間施設へのバリアフリー化促進

障がいのある人の日常生活の安全と快適さを確保する視点から、民間企業の事務所や店舗でのバリアフリー化を働きかけていきます。

⑥ 道路・歩道の段差解消の促進

障がいのある人の安全確保と事故防止のために、道路・歩道の段差解消や障害物の撤去等を推進します。

2 住宅環境の整備

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の町営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。

【今後の取組】

① 住宅改修への支援

重度の障がいのある人が住宅を改造する場合に、障害者住宅改造費助成制度によって改造費の一部を助成します。障がいのある人の特性に応じた住宅環境を整備することで、快適で安全な日常生活につなげます。利用を促進するために、相談体制を充実させて制度の周知を図ります。

② 福祉施設の住環境整備の促進

障がいのある人や高齢者が入所する福祉施設に対して、住環境の整備促進を働きかけていきます。

③ 共同生活援助の整備

共同生活援助（グループホーム）は、地域において自立した日常生活上の支援が必要な場合に対象となり、家事等の日常生活上の支援を提供しています。居住系サービスの整備促進を図るよう、関係機関に働きかけ、障がいのある人の住まいの確保を図ります。

3 情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっています。障がいのある人が必要な情報を主体的に選択するとともに、自ら情報発信することで、自立生活や社会参加の可能性を広げることができます。

調査結果では、携帯電話やメール、インターネットの利用状況は約半数（43.8%）となっていますが、障がい種別にみると、知的障がい者は31.6%に留まっており、他の障がい種別と比較して利用率が若干低い傾向にあることが分かります。

一方、年齢別にみると、65歳以上の利用率は34.0%となっており、40～64歳（69.0%）、18～39歳（72.7%）と比べて利用率が低いことが分かります。特に、「よく使っている」と回答した人の割合は、65歳以上では15.8%となっており、40～64歳（51.4%）、18～39歳（50.0%）と比較して3分の1以下の水準に留まっています。

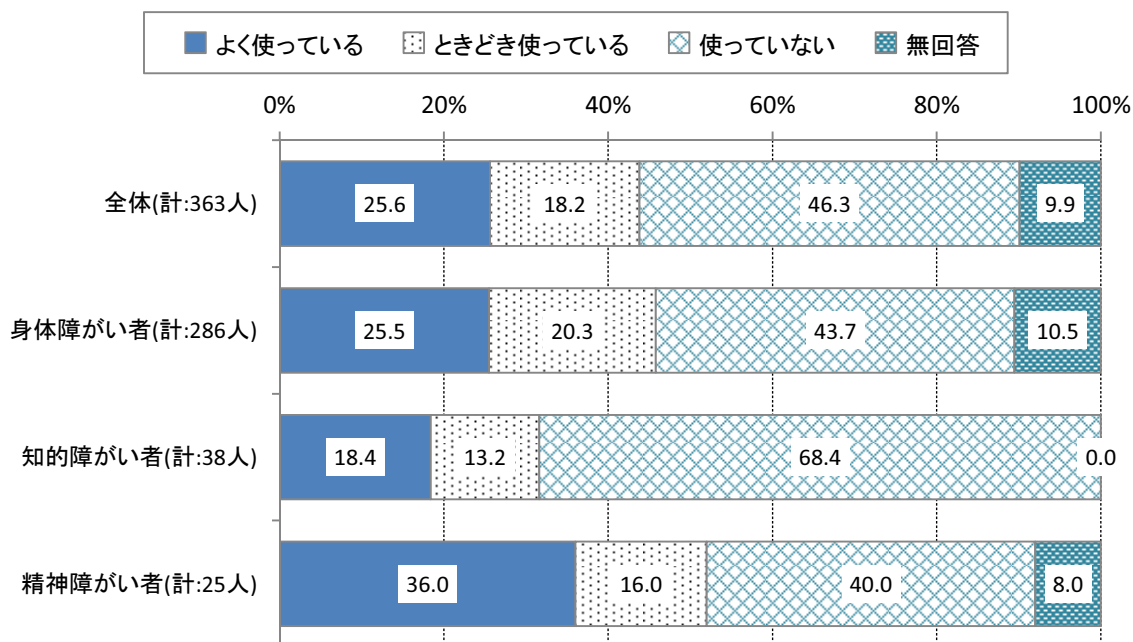
このように、障がい種別や年齢等によっても、情報格差（デジタル・ディバイド）が生じている現状が分かります。すべての障がい者が等しく情報にアクセスできるよう、配慮する必要があります。

町が実施している福祉施策について、「町の広報紙、ホームページ」から入手する障がい者が多いものの、その割合は40.5%に留まっており、「家族・友人・知人」（22.3%）や「福祉施設の職員」（14.9%）、「町の福祉担当窓口」（13.5%）など、様々な入手先から情報を得ていることが分かります。

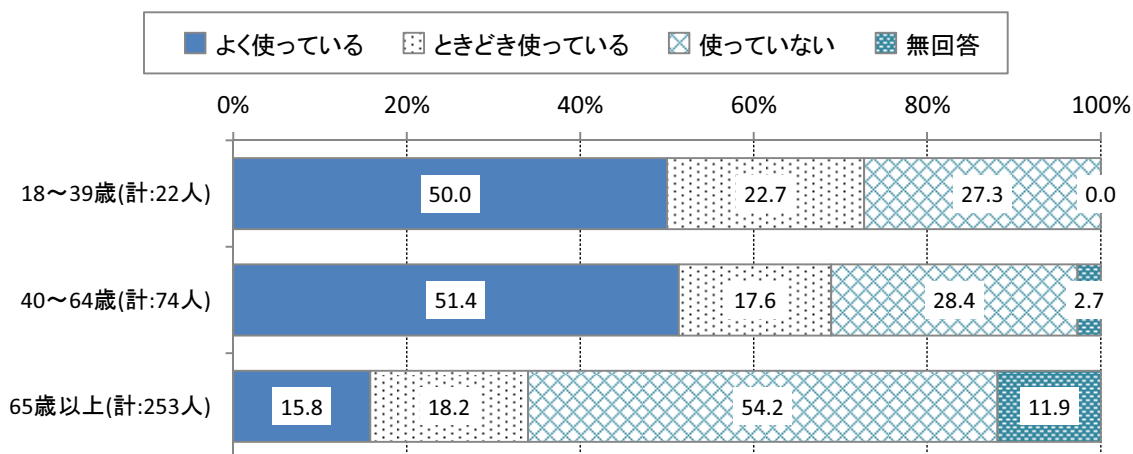
障がい福祉制度に関する情報等、複雑かつ難解な内容は、むやみに情報量を増やすことでかえって分かりにくくなることもあり得ます。障がい者が必要とする情報を、簡潔に、より分かりやすく伝えられるよう配慮していく必要があります。

障がい者の災害情報や避難情報の入手先として、「テレビ・ラジオ」と回答した人が最も多く、62.5%となっており、次いで、「防災行政無線」（45.5%）、「家族」（40.5%）と続いています。一方、障がい児の保護者は、「インターネット」（55.6%）が3番目に多くなっています。災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達体制を整備する必要があります。

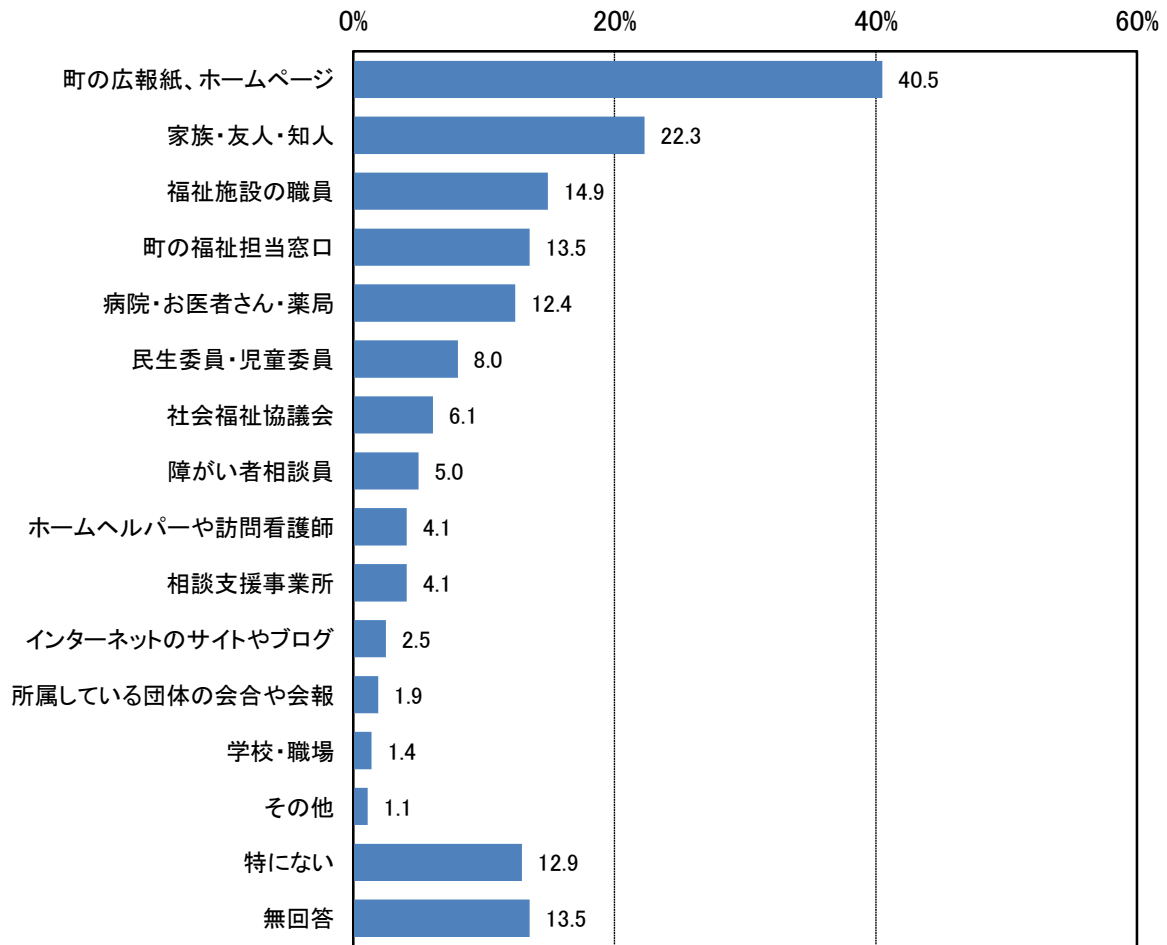
図表 11 携帯電話やメール、インターネットの利用状況



図表 12 携帯電話やメール、インターネットの利用状況 (年齢別)

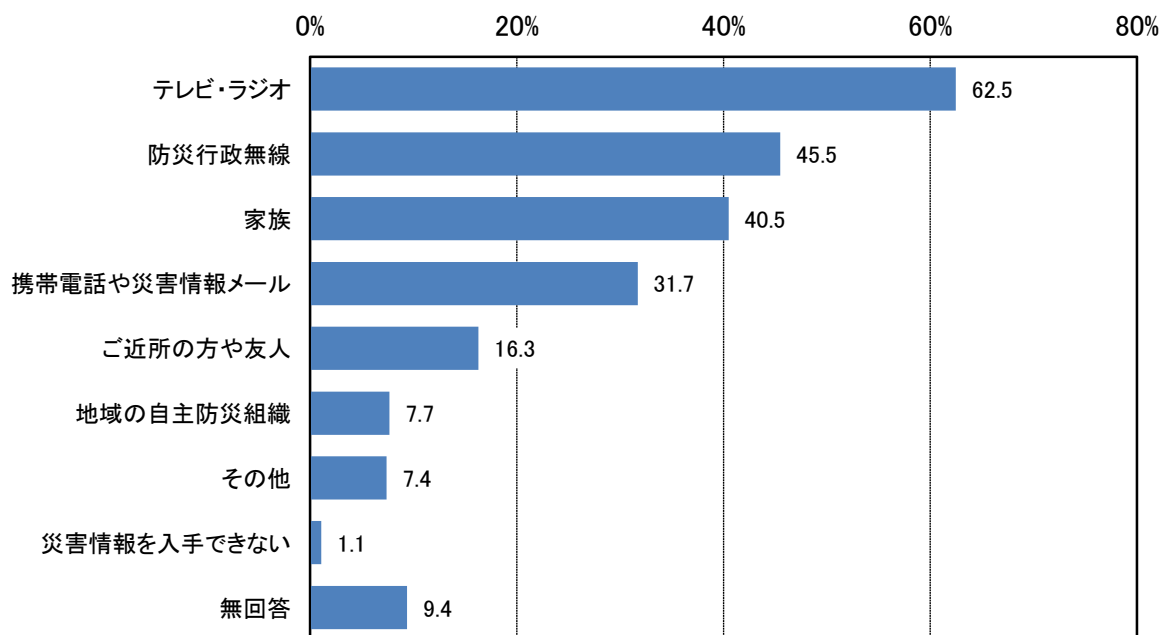


図表 13 町が実施している福祉施策についての情報の入手先



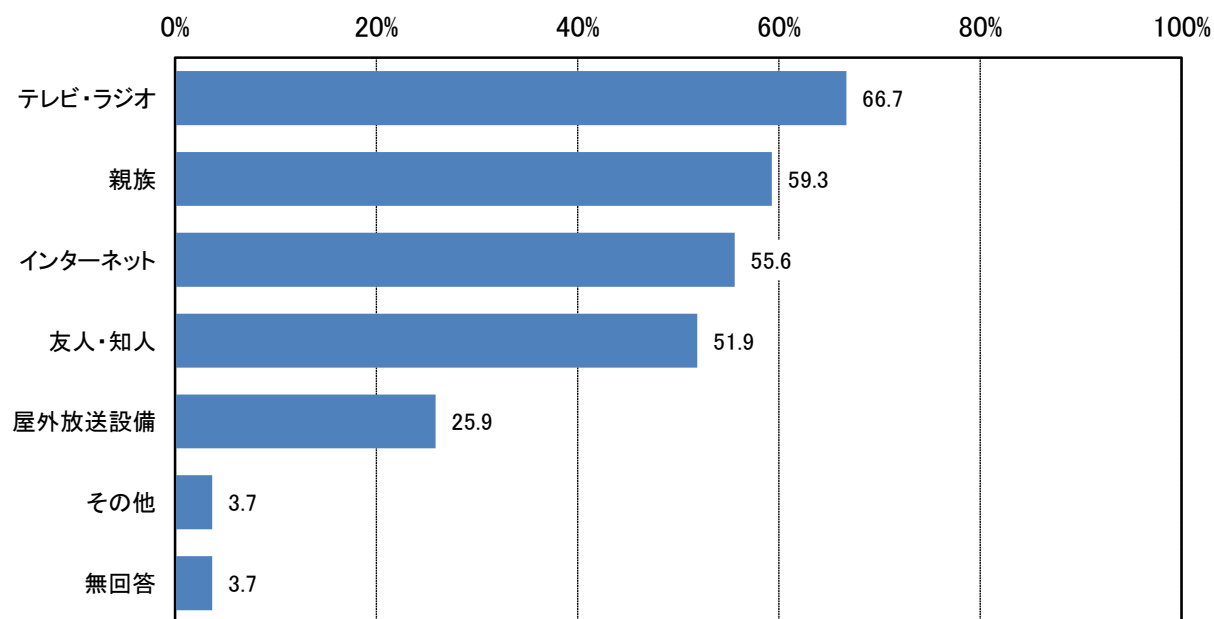
(計:363人)

図表 14 災害情報や避難情報の入手先 (障がい者)



(計:363人)

図表 15 災害情報や避難情報の入手先（障がい児）



計:27人

【今後の取組】

① 広報紙等の充実

障がいのある人が、サービスを適切に利用し、社会活動へ参加するためには、必要な情報を身近に入手できる環境が求められます。そのために、町広報紙やホームページ、パンフレット等の内容を充実させるとともに、読みやすくわかりやすい表現が求められます。障がいのある人へ配慮した広報手段の実現を図ります。

② 意思疎通支援事業の充実

地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」の利用促進を図ります。「意思疎通支援事業」は、聴覚、言語・音声機能の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。これによって、意思伝達に支援が必要な障がいのある人に、情報が適切に届くよう支援します。

第4章 防災、防犯等の推進

1 防災対策の推進

【現状と課題】

平成 28（2016）年熊本地震により本町は甚大な被害を受けました。また、必ずしも直接の被害が無いまでも、各地で発生する大規模な災害に直面する中で、本町の障がい者の災害に対する不安感は著しく増大しています。

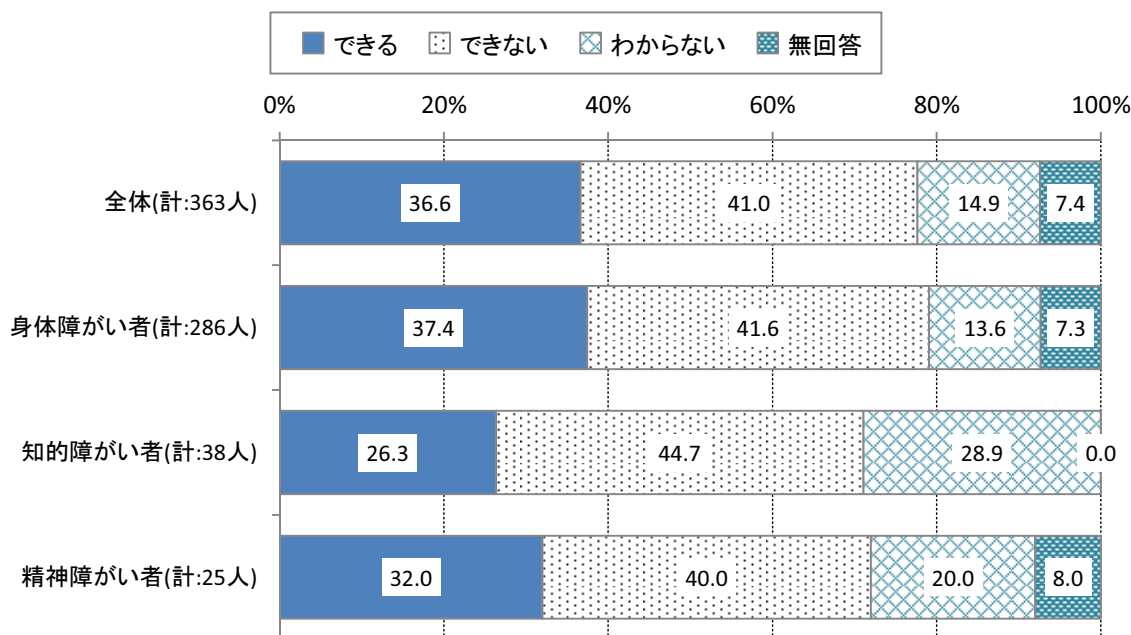
障がい者の調査結果をみると、火事や地震等の災害時に、一人で避難することができないと回答した人の割合は実に回答者の4割（41.0%）にもなっています。

一方、災害が起きた時のために事前に準備をしている障がい者は、約3人に1人（35.3%）に過ぎないこと、災害時の避難先を知らない知的障がい者、精神障がい者が4割以上存在することが明らかになっています。

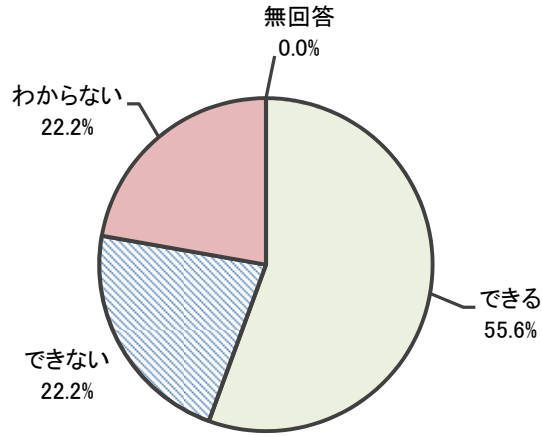
実際に災害に直面し、大きな不安感を抱えつつも、災害に対する備えをしたり、避難先を確認したりするなどの具体的な行動をするまでには至っていない障がい者が少なからず存在しているという現状がみてとれます。

障がいのある人が危険な状況におかれても、速やかに救助され、あるいは避難できるように、平時から、災害時を想定した準備を行う必要があります。

図表 16 災害時にひとりで避難できるか（障がい者）

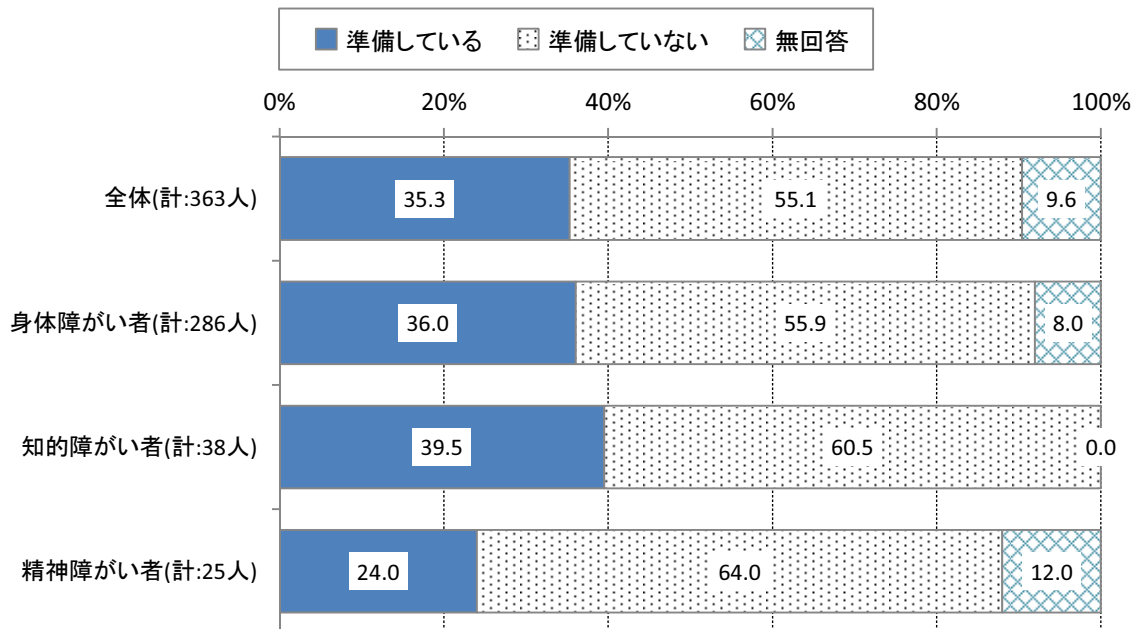


図表 17 災害時にひとりで避難できるか（障がい児）

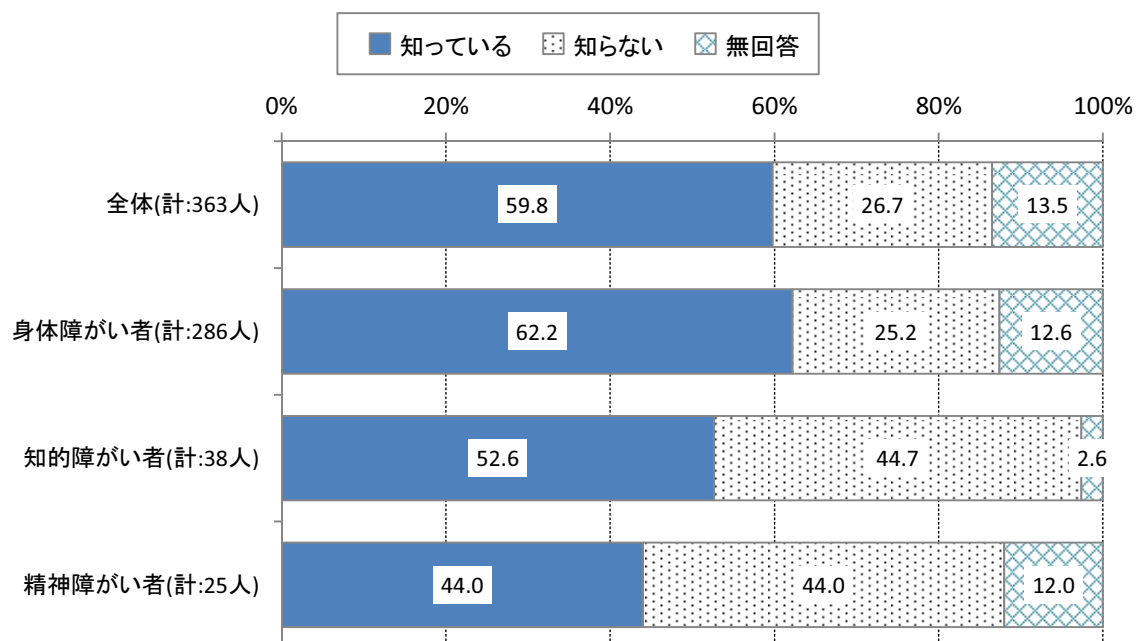


計:27人

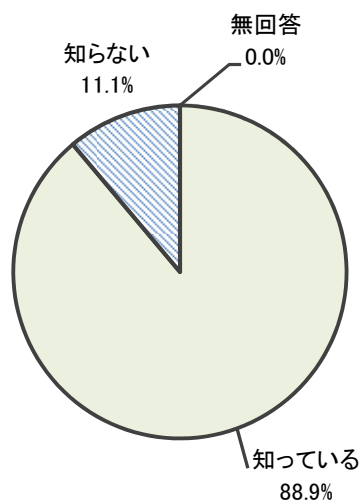
図表 18 災害が起きた時のために事前に準備しているか



図表 19 災害時の避難先を知っているか（障がい者）



図表 20 災害時の避難先を知っているか（障がい児）



計:27人

【今後の取組】

① 防災対策の強化

障がいのある人が、災害発生時に被害者となることを防ぐために、地域防災計画に基づく防災への危機管理体制を確立し、地域住民の自主防災組織、警察、消防署・消防団等との連携による防災ネットワークの確立に努めます。

② 避難行動要支援者避難支援体制の整備

避難行動要支援者避難支援計画の整備とともに、計画について周知を図ることで、障がいのある人が災害時に安全に避難でき、また避難場所での安全と健康が確保されるよう努めます。また、障がいのある人などの要援護者の把握に努めます。

③ 災害時の情報提供の充実

電子メールやデジタルテレビ、災害用伝言板等を利用した防災情報の配信システムの周知、利用促進に努めます。

✓ 熊本県防災情報メールサービス

県が配信する防災情報サービスです。気象注意報・警報、河川水位情報、避難勧告などをメールでお知らせします。

entry@anshin.pref.kumamoto.jp に空メールを送信して、事前登録することで利用できます。

✓ デジタルテレビ

地上デジタル放送でのデジタルテレビで、データ放送でリモコンの【d】ボタンを押すと、テレビ画面で災害情報を確認することができます。気象情報、土砂災害危険度情報、河川水位情報を入手できます。

✓ 災害用伝言板（web171）

インターネットを利用して、大規模な災害が発生したときに、安否などの情報をテキストで登録・確認できる伝言板です。

<http://www.web171.jp> にアクセスすると利用できます。

④ 防災知識の普及

障がい者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供、避難訓練などにより防災知識の普及を図ります。

⑤ 情報伝達手段の確保と伝達方法の整備

緊急通報システム等、情報伝達手段の確保と伝達方法の整備を図り、防犯・防災対策を推進します。

2 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

【現状と課題】

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみで見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費者センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努める必要があります。

【今後の取組】

① 消費者保護施策の推進

障がい者の消費者としての権利を擁護するために、消費者犯罪についての情報提供とともに被害に遭った場合の保護対策・苦情処理等の体制整備を図ります。

② 関係機関との連携による防犯対策の推進

警察等関係機関と連携しながら障がい者の防犯対策を推進します。警察等関係機関の障がい者への理解促進を進めます。

③ 消費生活相談の充実

買い物のトラブルや悪質商法などの消費生活相談の利用促進を図ります。また、被害防止のための情報提供や啓発に努めます。

第5章 障がいに対する理解と交流の促進

1 障がい者への理解と差別解消の促進

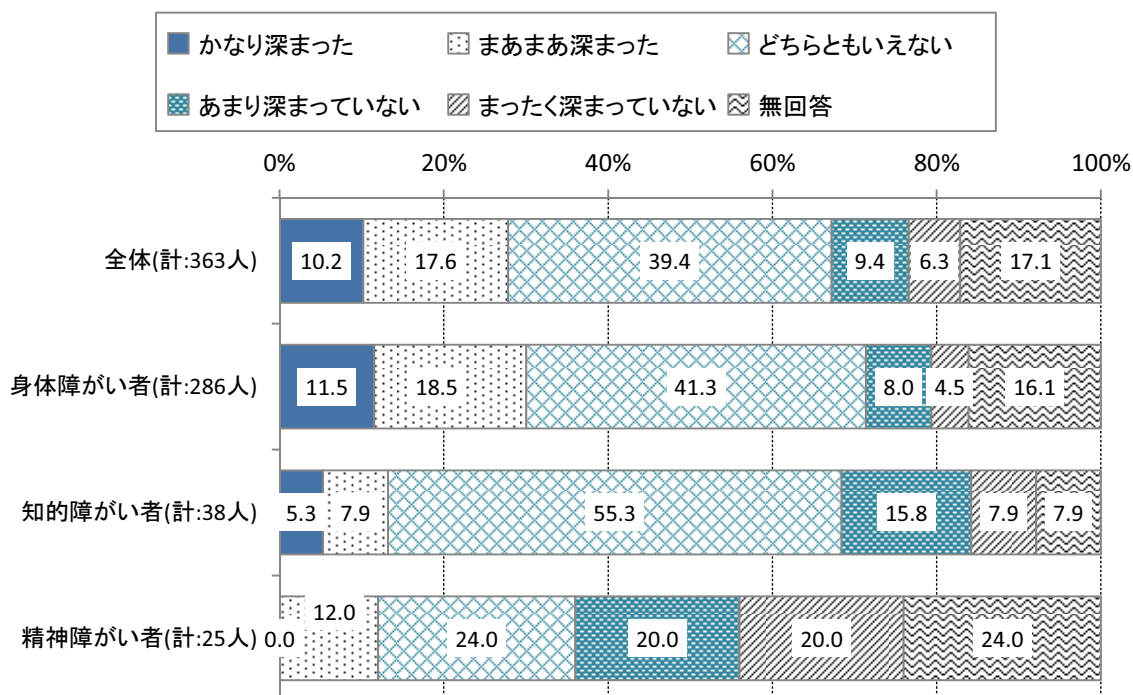
【現状と課題】

障がいのある人、ない人にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、町民一人ひとりが障がいや障がいのある方に対する理解を深めることが必要です。

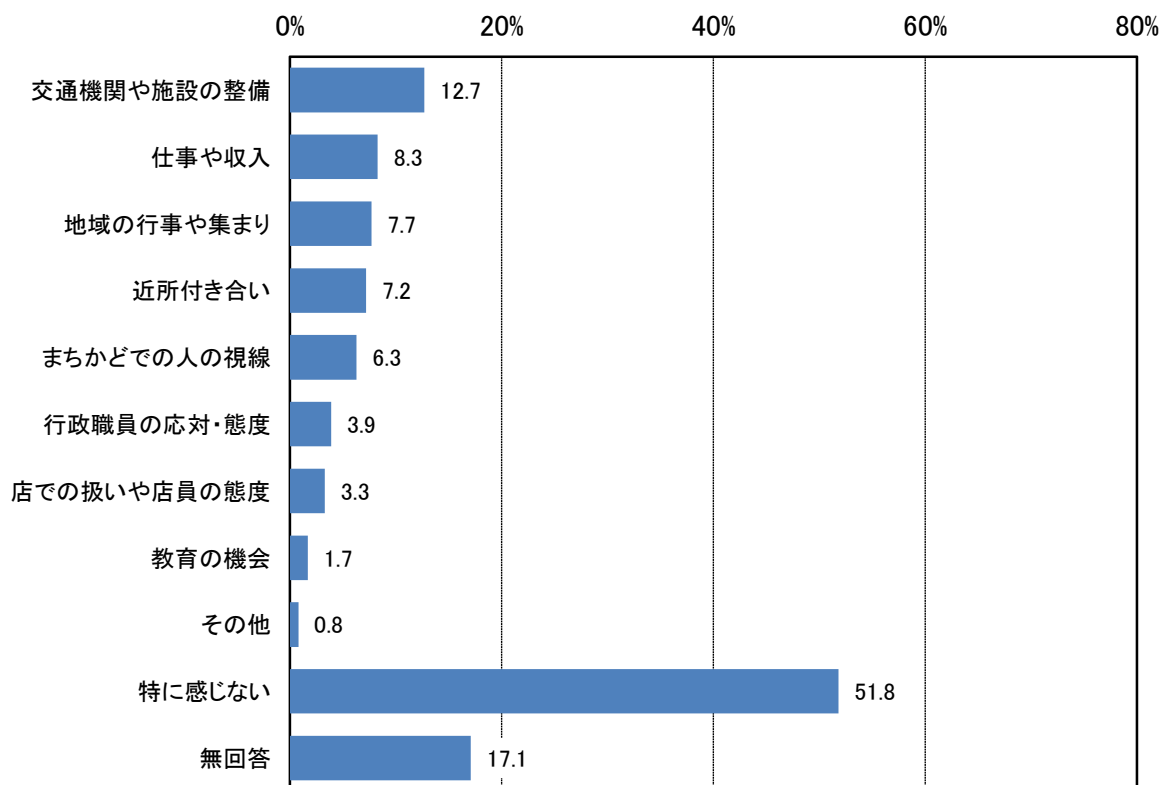
調査結果をみると、町全体で障がいへの理解が深まっていると感じている人の割合は27.8%に留まっており、逆に、理解が深まっていないと感じている人の割合は15.7%となっていることが分かります。特に精神障がい者は、理解が深まっていると考えている人の割合が12.0%に留まっており、障がい種別によっても評価が大きく異なっています。

具体的には、「交通機関や施設の整備」（12.7%）、「仕事や収入」（8.3%）、「地域の行事や集まり」（7.7%）などで障がい者への差別や偏見があると感じるとの回答が多く、障がいのある人が人権を尊重されていると実感できるまちづくりのために、今後も障がいについての正しい理解をひろめていくことが必要であることが分かります。

図表 21 町全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか



図表 22 どのようなときに、障がい者への差別や偏見があると感じるか



(計:363人)

【今後の取組】

① 講演会等を通じた人権教育の推進

障がいに関する問題や人権問題について、住民に正しい理解と認識を深めてもらうために、講演会や各種の地域活動を通じた人権教育の場づくりに努めます。また、障がいのある人や高齢者など、すべての人の人権が保障され、だれもが住みやすいまちとするために、様々な行事を通じた人権教育を推進します。

② 相談体制の充実

障がいのある人の権利を守り、障がいを理由として差別されないよう、「障害者差別解消法」に基づき、町担当窓口の相談機能の充実を図り、だれもが身近に、人権に関する相談ができるような環境をつくります。また、「障害者虐待防止法」の施行に伴う、障がい者の虐待防止に関する相談対応にも取り組んでいきます。

③ 地域福祉権利擁護事業等の周知・利用促進

判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、甲佐町社会福祉協議会等の関係機関と連携して「地域福祉権利擁護事業」の周知と利用促進を図ります。また、「障害者虐待防止法」の施行に伴う障がい者虐待の防止、擁護者に対する支援業務に取り組んでいきます。

④ 成年後見制度の周知・利用促進

障がいなどの理由によって判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護などのため、地域包括支援センター等の関係機関と連携して「成年後見制度」の周知と利用促進を図ります。

⑤ 選挙・司法手続時の配慮

障がいのある人の基本的な人権を保障するために、選挙等において円滑に投票できるようにするために、投票所の施設・設備について必要な配慮を行います。併せて、障がいのある人が、司法手続の対象者・当事者となった場合に、権利を円滑に行使できるよう配慮します。

⑥ 「広報こうさ」等による啓発活動の充実

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めてもらうために、町の広報紙やパンフレット、町ホームページなど、様々な機会を活用して周知に努めます。

⑦ 障がい者団体等による啓発活動への支援

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めてもらうために、障がいのある人や障がい者団体が参加する行事や主催行事・イベント等による啓発活動を支援します。

⑧ 幼児期からの福祉教育の充実

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めてもらうために、住民一人ひとりが幼いころから福祉について学ぶ機会や、共にふれあうことができる機会をできるだけ多く設けます。このために、子どもたちが保育所や学校等の授業や行事を通じて、障がいのある人と交流を深めるなど、福祉に関する幅広い学習活動を展開します。同時にPTA活動を通して、保護者への理解・啓発に努めます。

⑨ 福祉・保健サービスの実施機関との連携

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めてもらうために、福祉事務所、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等の福祉・保健サービスの実施機関と連携しながら、地域住民への啓発・広報を展開します。

⑩ 公共サービス従事者への障がい者理解の促進

障がいのある人が地域において安全・安心に生活できるよう、町役場職員をはじめ、各種公共サービス従事者に対する理解の促進と徹底を図ります。また、視覚障がい者、聴覚障がい者への対応のために、手話通訳養成講座等への参加を促進します。

2 地域住民等との交流の促進

【現状と課題】

障がいや障がいのある方に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある方の自立や就労、社会参加等を行う上での大きな阻害要因となることから、町民の障がいや障がいのある方に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くことが重要となってきます。ボランティア活動などによる地域住民等との交流を通じて、障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことで、本町に暮らすすべての人から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

【今後の取組】

① 交流によるまちづくりの推進

障がいのあるなしにかかわらず、全ての町民が、分け隔てなく集い、ふれあうことができるよう、交流行事を開催します。各地域における伝統的な行事やイベント等の開催について、積極的に支援します。障がいのある人が、これら

の行事・イベントに気軽に参加できるように、福祉サービスの利用を含めて、きめ細かい配慮をします。

② 福祉施設等の交流促進

町内にある福祉施設において、地域住民と施設利用者との交流活動が活発になるように、働きかけていきます。

③ 学校（特別支援学級）における交流活動の推進

学校における人権学習・福祉体験学習として、障がいのある子どもの学ぶ教育施設や特別支援学級の児童・生徒との交流を通じて、障がいへの理解を深める取り組みを推進します。

④ 住民参加による地域福祉活動の仕組みづくり

住民が主体となった地域福祉を推進するため、甲佐町社会福祉協議会と連携して住民主体の地域福祉活動の活性化を図ります。それによって、地域での支え合い機能の強化に結びつけていきます。

⑤ ボランティア活動の促進

甲佐町社会福祉協議会との連携によって、ボランティア活動の支援を推進します。また、ボランティア活動についての情報提供や啓発活動を通じて、だれもが気軽にボランティアとして参加できる環境づくりを進めます。併せて、子どもたちがボランティア活動への関心を高めるための機会づくりを進めます。

⑥ ボランティア活動支援事業の充実

ボランティアやNPOなどの活動を支援する窓口を充実し、ボランティア参加への環境づくりに取り組みます。併せて、甲佐町社会福祉協議会との連携によって、NPO等の育成支援やボランティアのネットワーク化を推進します。

⑦ 地域資源の有効活用

住民相互の交流やボランティア活動の場として、身近な自治公民館や空き店舗、空き教室など、地域の社会資源を有効活用することで、地域福祉に取り組むための環境整備を図ります。これらの社会資源が、障がいのある人にも気軽に利用できるよう配慮します。また、地域にある福祉施設が、住民相互の交流活動やボランティア活動の拠点となるよう働きかけていきます。

第6章 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

1 意思決定支援の推進

【現状と課題】

平成 28（2016）年に障害者差別解消法が施行され、合理的配慮を提供しないことが差別とみなされるようになりました。

合理的配慮の前提として、障がい者自身が、社会的な障壁を除去して欲しいと意思表示する必要があります。しかし、すべての障がい者が、自らの意思を表明することができるとは限りません。

意思決定を伝えることが困難であったり、意思決定することそのものが困難であったりすることもあります。また、意思決定ができ、それを伝える能力があったとしても、家族や周囲への遠慮や、プライバシーなど、様々な理由で意思の表明ができない場合もあり得ます。

すべての障がい者の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めていく必要があります。

【今後の取組】

① 意思決定支援ガイドラインの普及

平成 29（2017）年3月、厚生労働省において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が作成されました。障がい者の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

② 司法手続等における配慮等

被疑者あるいは被告人となった障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障がい者の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障がいや障がい者に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。

③ 選挙等における配慮等

移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。

④ 意思疎通支援に係る専門職の確保と人材の養成

障がいのある人の意思疎通を支援するために、点字奉仕員や朗読（音訳）奉仕員、手話通訳者などの専門知識や技能を備えた人材の養成等を図っていきます。

⑤ 成年後見人等の意思決定支援への参画

「意思決定支援ガイドライン」を事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有するとともに、意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針に食い違いがないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、ともに検討を進めるよう努めます。

2 相談支援体制の構築

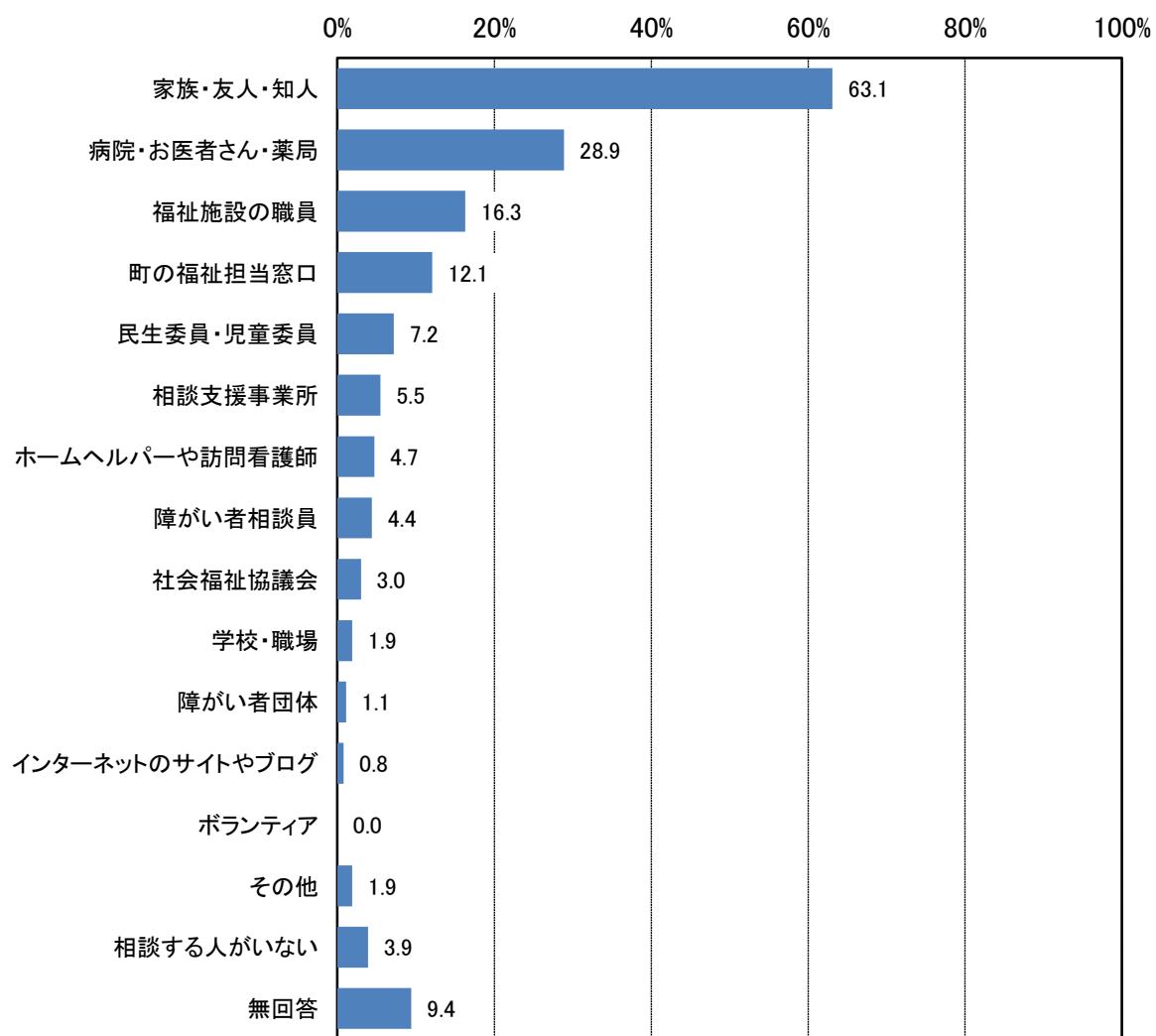
【現状と課題】

障がいに起因する困りごとや不安・悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。調査結果では、悩みや困ったことがあった場合の主な相談先として「家族・友人・知人」（63.1%：障がい者）、「家族や親せき」（88.9%：障がい児）など、身近な人を挙げた障がい者が圧倒的となっています。

一方、相対的に、公的な相談窓口等を挙げる障がい者は少なく、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らないことも考えられます。

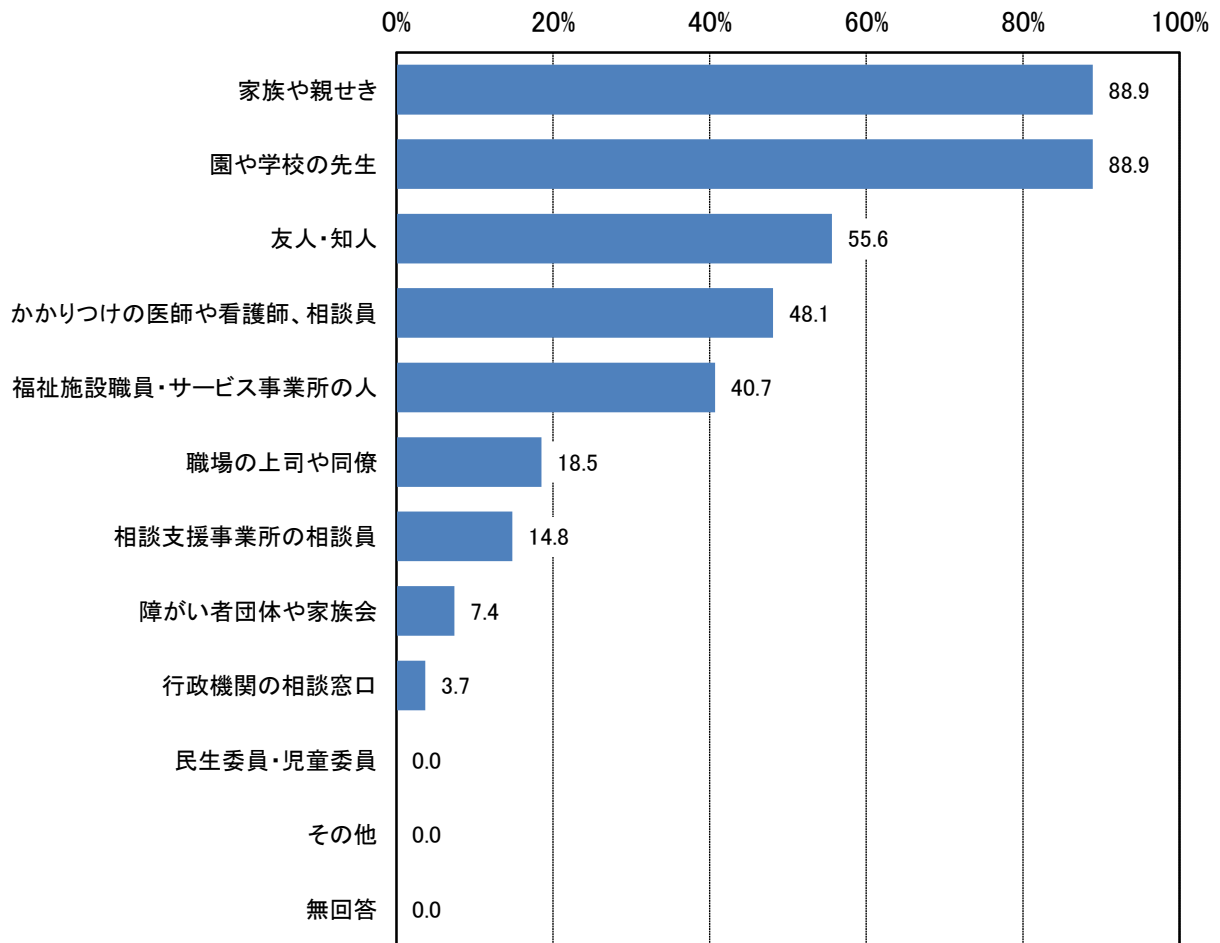
障がいのある方が安心して暮らしていくために必要なこととして「困った時に、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備」を挙げる障がい児の保護者も多いことから、窓口やサービスに対する情報提供を積極的に進め、気軽にすぐ相談できる環境を作っていくことが必要です。

図表 23 困った時などに相談する先（障がい者）



(計:363人)

図表 24 困った時などに相談する先（障がい児）



計:27人

【今後の取組】

① 相談支援事業の拡充

障がいのある人やその家族等の様々な相談に応じて、必要な情報の提供と助言を行うために、地域生活支援事業の「相談支援事業」を実施しています。主な事業内容は、「福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）」、「社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）」、「社会生活力を高めるための支援」、「専門機関の紹介」などです。今後は、関係機関との連携を図ることで幅広い相談に対応するとともに、ケアマネジメントによる障がい福祉サービスの有効利用を図り、障がいのある人の地域生活を支援します。

② 地域自立支援協議会の機能拡充

地域自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を図る機能を担っています。障害者総合支援法の改正に伴い、計画相談支援を中心とした相談支援体制の充実に向けても取り組みます。

③ 庁内における相談体制の充実

障がい福祉施策に関わるすべての課・係が適切な相談対応にあたるとともに、サービス利用等の適切な情報を提供できるよう、担当職員の研修の充実を図ります。また、相談内容によっては、課・係が連携して迅速・的確に問題解決にあたります。

④ 地域における相談体制の充実

地域住民の身近な相談窓口となる民生委員・児童委員の資質向上を図るため、研修・啓発機会の拡充に努めます。併せて、障がいのある人を支援する地域での人的ネットワークを強化します。

⑤ 家族会等の活動支援の充実

障がいのある人の地域生活支援に大きな役割を担っている家族会、保護者会等の活動への支援を推進します。

⑥ 相談・訪問指導の推進

幼児期からの障がいの早期発見・早期療育のために、保健師等による育児相談と家庭訪問を実施し、家族の不安・負担の解消のための支援を行います。

3 福祉サービスの充実

【現状と課題】

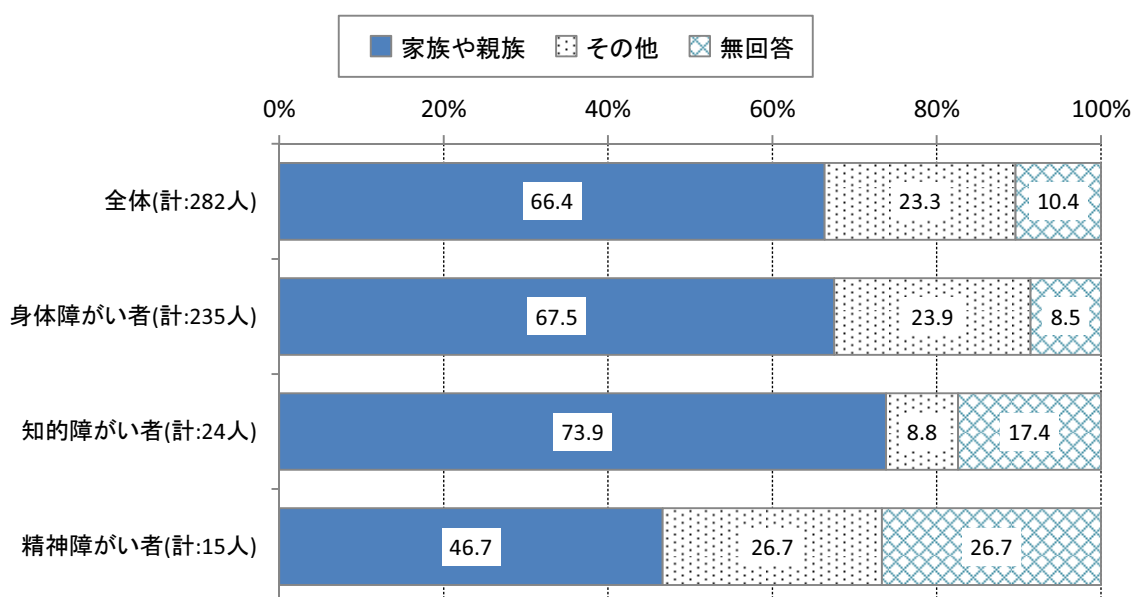
介助が必要である障がい者に主な介助者をたずねたところ、家族や親族（配偶者、親、子どもなど）を挙げた人は 66.4%となっており、障がい者の介助は家族や親族に大きく依存している実態が分かります。

今後、介護者が高齢となることで介護負担がこれまで以上に増大してしまったり、家族との死別等で介護する人がいなくなったりする事案も増加してくることが考えられます。

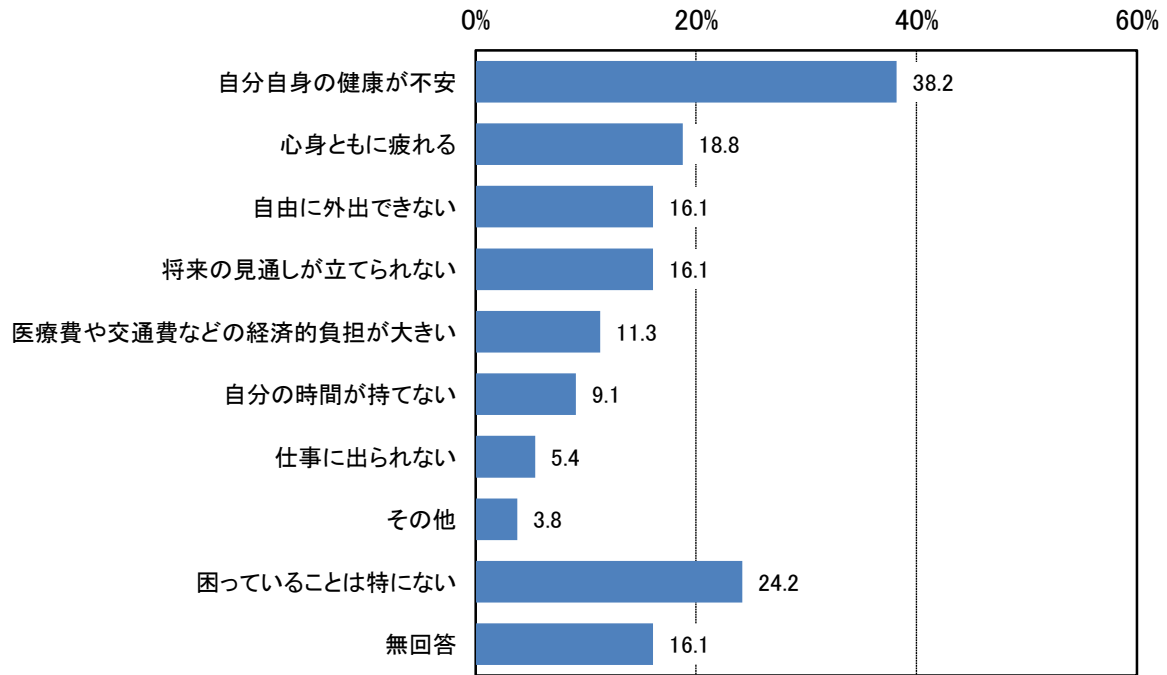
介助者が困っていることとして最も多く挙げられたのが「自分自身の健康」であることから、障がい者を介助する責任を感じながら暮らしている介助者の将来に対する不安感の大きさがみてとれます。

障がい者や介助者の不安感を取り除くためにも、福祉サービスを充実していくことが必要です。

図表 25 主な介助者



図表 26 介助者が困っていること



(計:355人)

【今後の取組】

① 障がい者ケアマネジメント体制の整備

障がいのある人が、地域において自立して生活することを目的に、生活ニーズに基づいたサービス利用計画を作成し、それに沿って福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスが一体的・総合的に提供されます。サービス利用計画作成のニーズに対応して、ケアマネジメント体制の整備・強化を図ります。

② 訪問系サービスの充実

訪問系サービスは、障がいのある人が、在宅で訪問を受けて利用するサービスです。本町でも在宅における障がいのある人の介護・支援のニーズが年々高まっていることから、利用者一人ひとりの特性や生活状況に応じたサービスの量の確保と質の向上に努めます。

③ 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。「居住の場」と「日中活動の場」に分けてサービスが提供されるために、施設入所者においても、いくつかのサービスを利用することができます。在宅あるいは施設に入所している利用者一人ひとりの特性や希望に応じて、必要な日中活動に取り組めるよう、それぞれのサービスの充実を図ります。

④ 居住系サービスの充実

居住系サービスは、入所施設やグループホームで、夜間や休日に日常生活上の援助・介護のサービスを提供します。今後、利用者一人ひとりの特性や希望に応じて、快適な日常生活を営めるように、それぞれのサービスの充実を図ります。

⑤ 相談支援の充実

障がい福祉サービスを利用する場合に指定相談支援事業者がサービス等利用計画作成の支援を行います。また、施設や医療機関に入所・入院している障がいのある人が地域生活へ移行する場合に、サービス等利用計画に基づく支援と移行した人の定着支援を行う事業や、一人暮らしを希望する方への定期的な訪問支援を行う事業があります。これらの事業の利用促進とサービス等利用計画作成のための体制整備を図ります。

⑥ 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、「障害者総合支援法」第 77 条に基づいて、市町村が実施主体となる法定化された事業で、障がいのある人の地域での生活を支えるための多彩な事業を実施しています。本町においても、障がいのある人それぞれの生活状況やニーズに応じて、必要なサービスを適切に提供するとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

⑦ ホームヘルパー等の確保・養成

障がいのある人の保健・医療・福祉ニーズが増大・多様化しており、適切な対応のために、サービスの担い手であるホームヘルパーの確保・養成を図ります。

⑧ 総合的な日常生活支援の推進

障がいのある人の地域生活を支援するために、日常生活支援の拡充、医療費の助成、各種障がいへの対応など、きめ細かなサービスを提供し、福祉の充実を図ります。

✓ 日常生活支援の拡充

地域で生活する障がいのある人の日常生活の支援や日常的な相談への対応、また、地域住民との交流を支援します。

✓ 医療費助成

障がいのある人の精神的、経済的負担の軽減を図るため、状況に応じて医療費の助成（重度心身障害者医療費助成）を行います。

✓ 各種障がいへの対応

保健及び福祉の連携強化により、常に援護が必要な重度の障がいがある人や重複した障がいのある人に対する施策の充実を図ります。また、難病患者やその家族への支援を進めます。

4 障がいのある子どもに対する支援の充実

【現状と課題】

行政、上益城地域療育センター、専門機関等と連携することで早期に障がいを見定め、療育・児童発達支援を行うことにより就学前までに集団生活への適応ができるよう支援を図り、就学後も生活能力向上のための訓練等の支援を充実していく必要があります。

障がい児の親は、障がいを受け入れるまでの葛藤や、周囲に理解されないことによる孤独感や日々の介助に伴う介助疲れなど、特に追いつめられやすい環境に置かれていると考えられます。このことを十分に理解し、障がい児の親を支援し見守るための体制を整えることが必要です。

【今後の取組】

① 障がいの早期発見・早期療育の推進

障がいの早期発見・早期療育につながるよう、乳幼児健診や学校における就学児健診・健康診断の充実に努めるとともに、子どもと触れ合う機会が多い各保育所の保育士等との連携を進めます。また、相談できる窓口の充実に努めることで、保護者の支援を進めます。

② 発達障がい児支援事業の充実

発達障がい児支援を強化するために、乳幼児期から学童期までの一貫した相談体制と専門スタッフの充実に努めます。併せて、身近な地域で継続して生活しながら生活訓練等の支援を受けられるよう、熊本県こども総合療育センターや上益城地域療育センター等の関係機関及び医療機関との連携を強化します。

また、障がい児が、身近な地域で支援を受けられるために、通所サービス利用の障がい児だけでなく、地域の障がい児とその家族を対象とした支援を進めます。

③ 障がい児保育の充実

障がい児を受け入れている保育所に対して、障がい児保育助成によって保育士の加配を行うことで、支援を強化していきます。また、障がい児への対応にあたる保育士等が積極的に研修に参加するとともに、専門機関からの助言を受けながら体制充実を支援するとともに、「保育所等訪問支援」の利用を図ります。

④ 障がい児教育の専門性の向上

発達障がいを含む障がい児に対する、幼児期から学校までの一貫した教育・支援体制が求められています。障がいのある幼児・児童・生徒の教育ニーズに応じた適切な教育・指導が行えるよう、保育士並びに学校等の障がい児教育担当者及びスクールカウンセラーの専門性向上を図ります。

第7章 保健・医療の推進

1 保健・医療の充実

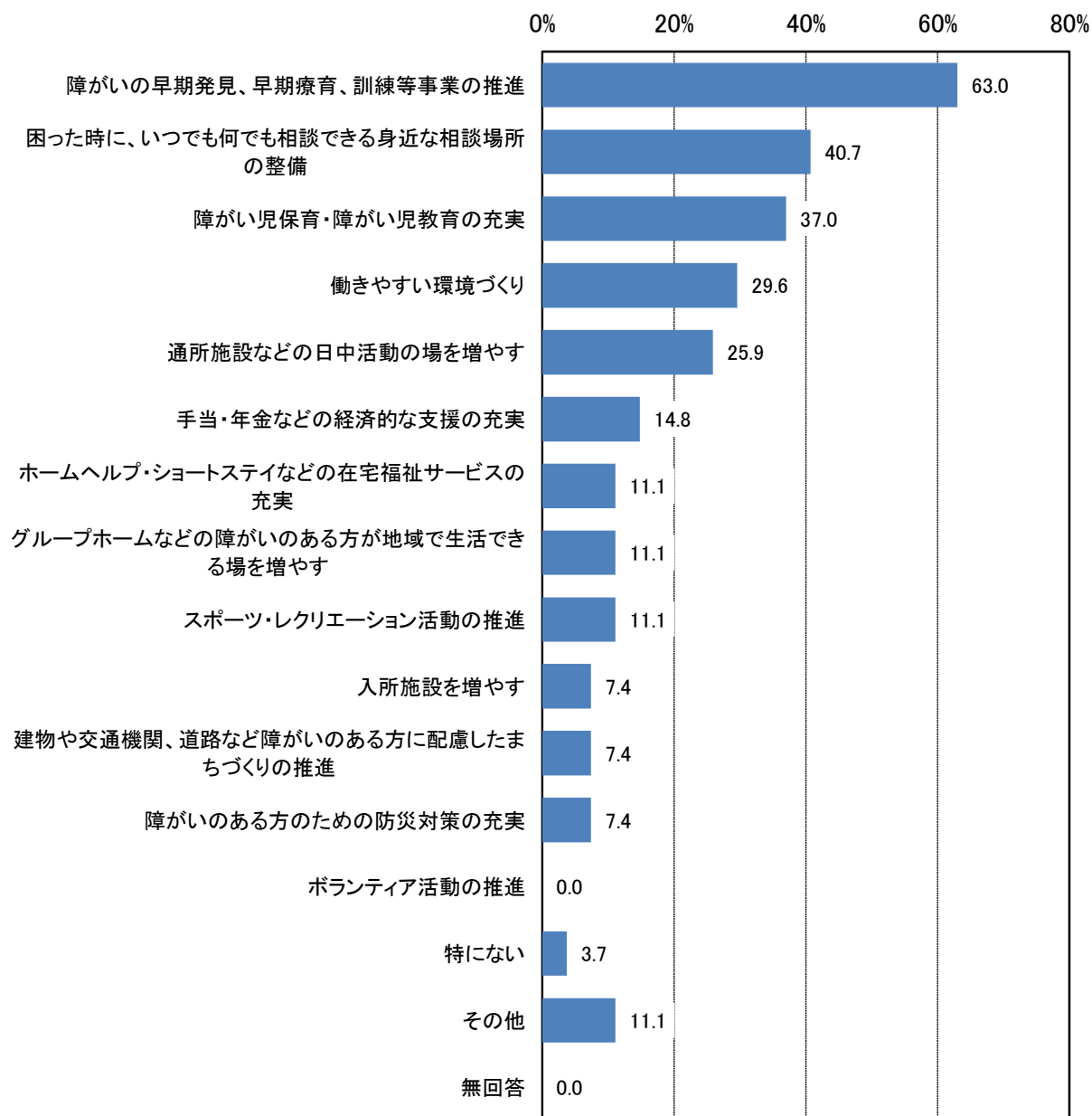
【現状と課題】

調査結果によると、障がいのある人が安心して暮らしていくためには「障がいの早期発見・早期療育・訓練等事業の推進」が必要と回答した人が63.0%を占めています。障がいの早期発見や、身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができる体制が必要です。

本町においては、乳幼児健診や乳幼児の教室等において発達の確認を行っています。近年は、保護者からの発達に関する相談件数が増えており、今後一層、上益城地域療育センターや各保育所等の関係機関と連携を図りながら、障がいの早期発見・早期療育を進めていく必要があります。

また、生活習慣病による健康障害について、早期発見や重症化予防のための各種健診を実施しており、今後も受診率向上に取り組み、保健指導を充実させる必要があります。

図表 27 障がいのある方が安心して暮らしていくために必要なこと（障がい児）



計:27人

【今後の取組】

① 乳幼児健康診査・相談窓口の充実

乳幼児健康診査による障がいの早期発見体制の継続や療育機関等の関係機関との連携による相談窓口の充実を図ります。

② 保健・医療・福祉関係機関の連携

障がいの早期発見・早期治療を推進するため、保健、医療、福祉の各分野の連携による切れ目のない支援体制を築き、迅速で適切な取組を推進します。また、障がいの早期発見のために、各種健康診査や健診後の相談体制を構築し、保育所の職員の対応能力を高めるとともに、子どもの発育支援を進めながら、障がいに対する理解や相談体制の連携強化を推進します。

③ 医療・リハビリテーション体制の整備

障がいのある人が、ライフステージに応じた一貫した医療やリハビリテーションを継続して利用できるように、体制整備を進めます。また、障がいのある人の口腔の健康とQOL（生活の質）の向上を図るために、歯科医師会や保健所と連携し、歯科保健医療体制の充実に努めます。

④ 疾病予防の推進

障がいの原因となる疾病等の予防のため、妊産婦の健康教育・保健指導及び健康診査、周産期医療、新生児や乳幼児の健康診査等の適切な推進を図ります。

⑤ 治療環境の整備

保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。

2 精神保健対策の充実

【現状と課題】

精神障がいに対する理解はまだまだ十分とは言い難く、根強い偏見も残っており、早期対応に結びついていない現状があります。今後においても、心の健康の保持・増進も含めた環境整備が必要です。

【今後の取組】

① 精神障がいに対する理解の普及

精神障がいのある人の地域生活の継続、または地域生活移行を支援するため、関係機関・施設等と協力して、精神障がいに対する正しい知識の普及に努めます。

② 精神障がい者の日常生活支援

精神に障がいのある人ができるだけ地域で生活できるようにするため、「地域定着支援」や「自立生活援助」の普及を図ります。また、精神に障がいのある人とその家族の多様なニーズに応じた相談体制の強化を図ります。

③ 地域生活移行への支援

「地域移行支援」のサービス内容の普及・啓発を通じて、医療機関等に入院している精神に障がいがある人の、地域生活への移行を支援します。

④ 心の健康づくり推進

心の健康相談窓口や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。

3 難病に関する保健・医療施策の推進

【現状と課題】

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に限定されていましたが、平成 25（2013）年 4 月 1 日に施行された障害者総合支援法では、一定の難病の患者が対象として加えられました。障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の対象として、難病等の 130 疾病が指定されました。平成 27（2015）年 7 月からは、対象疾病が 332 疾患に拡大され、さらに平成 29（2017）年 4 月 1 日からは 358 疾患に拡大されています。

難病患者への福祉サービスは、これまでは補助金事業として一部の市区町村での実施にとどまっていたましたが、障害者総合支援法の対象となることにより、すべての市区町村での実施が可能になりました。

【今後の取組】

① 難病対策の充実

難病のある人が、安心して地域生活を送ることができるように、専門性を持った相談体制の整備に努めます。また、専門医療機関との連携による支援体制の充実に努めます。

② 難病患者等に対する生活支援体制の整備

県と連携し、難病患者等を支援する体制の整備に努めます。

③ 難病患者に対する福祉施策の推進

各関係機関との連携を強化し、難病患者それぞれの特性に合った適切な福祉サービスの提供を推進します。

④ 町職員の障がいに対する理解のさらなる促進

職員が障がいや難病についての理解をさらに深めるために、研修等の実施に努めます。

⑤ あらゆる媒体等を通じた広報・啓発

町広報紙やパンフレット、行事の機会等を通じ、町民に対する高次脳機能障がい、発達障がい、精神障がいや難病患者など、多様な障がいについての理解の促進に努めます。

第8章 雇用・就業、経済的自立の支援

1 総合的な就労支援

【現状と課題】

働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障がいのある人が地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。

今後とも関係機関と引き続き連携し、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

【今後の取組】

① 雇用に関する情報提供・相談体制の充実

就労を希望する障がいのある人が、求人などの雇用に関する情報を容易に入手できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を強化します。

② 企業等に対する雇用の働きかけ

公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携して、障がいのある人の雇用促進を企業等に働きかけていきます。

③ 公共機関における雇用拡大の促進

町や町関係団体等の障がい者雇用について、法定雇用率を確保するとともに、より一層の雇用を実現するための体制づくりを進めます。

④ 就労支援のためのネットワーク構築

地域自立支援協議会、特別支援学級・学校、公共職業安定所、商工会、企業、サービス提供事業所、町等の関係機関の連携によって、障がいのある人の就労支援のネットワーク構築を図っていきます。

2 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がい者の安定した生活の基盤をつくり、地域でともに生活するためには、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図っていくことも重要です。経済的負担の軽減等により経済的自立を支援することが必要です。

【今後の取組】

① 年金・手当制度の周知

障害基礎年金や特別障害者手当などを紹介したパンフレット等により、各種制度の周知に努めます。

② 成年後見制度等の周知

甲佐町社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業や、法人後見事業の周知と利用促進に努めます。

③ 各種割引制度の周知

NHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。また、障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知を図ります。

3 障がい者雇用の促進

【現状と課題】

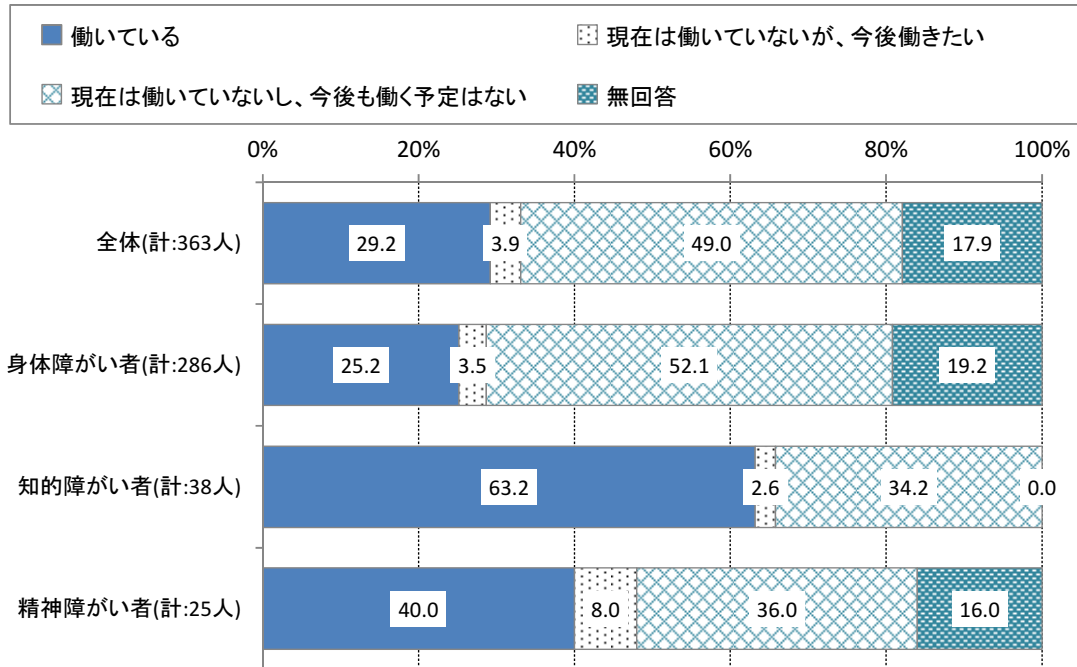
障がい者の現在の就労状況をたずねたところ、「働いている」と回答した人の割合は29.2%となっています。しかし、そのうち正社員等で就労している人は1割以下(9.4%)に留まっています。就業形態は障がい種別によって大きく異なっており、知的障がい者の約6割(62.5%)、精神障がい者の7割(70.0%)はいわゆる福祉的就労となっています。

福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、働く場として、また一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による収入は低いという課題もあります。調査結果でも、仕事上の悩みとして最も多く挙げられていたのは収入に関するもの(30.2%)となっています。

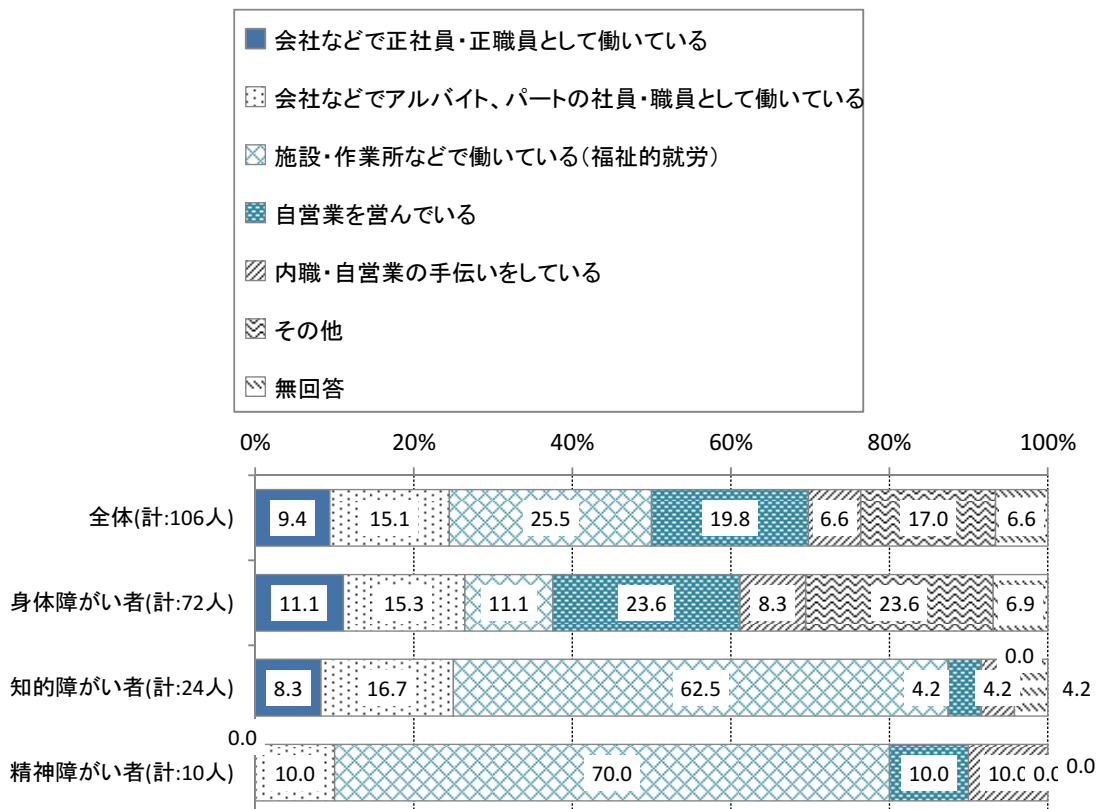
障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域

でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、ハローワーク上益城とも連携し、障がい者が一般就労できるよう、取り組んでいくことが大切です。

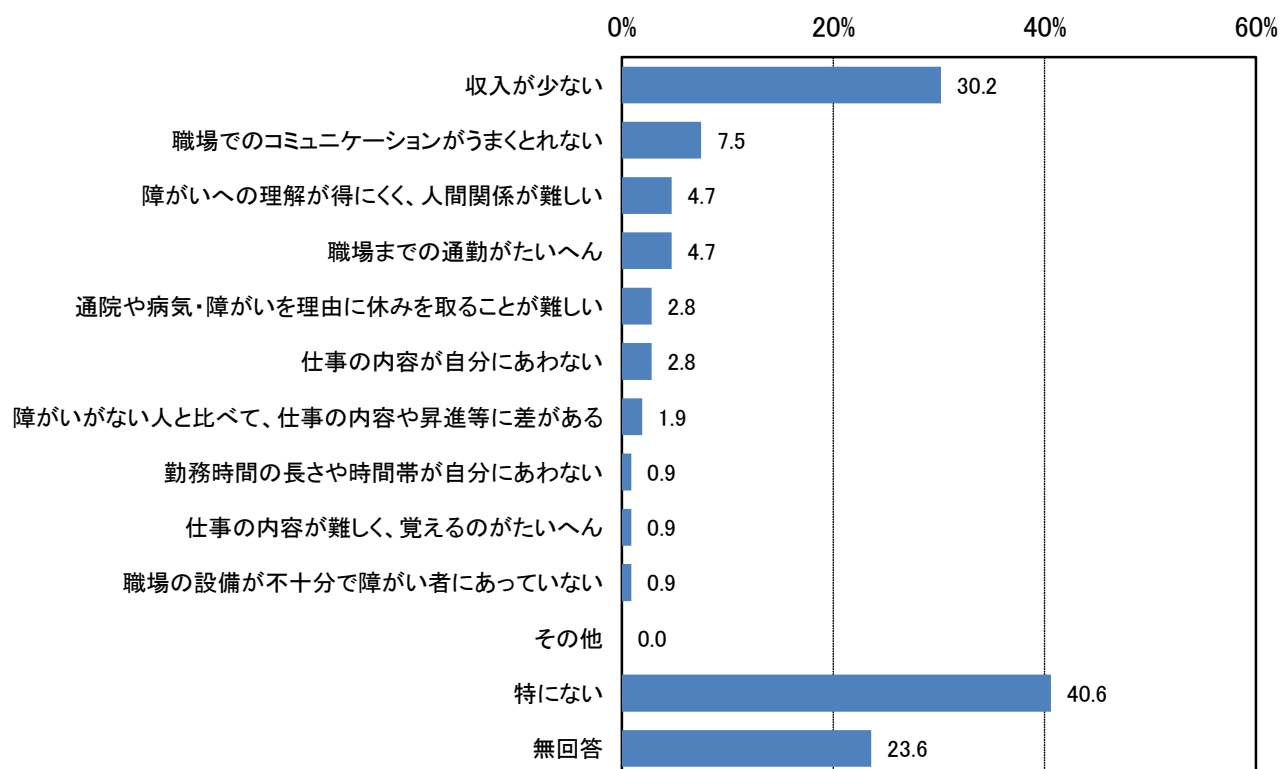
図表 28 現在の就労状況



図表 29 就業形態



図表 30 仕事のことで悩んでいることや困っていること



(計:106人)

【今後の取組】

① 一般就労の実現

障がいのある人の就労を支援するための「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」の利用促進を図ることで、働く能力の向上を図り、一般就労の実現に結び付けます。

② 障害者雇用促進事業等の推進

公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障害者雇用納付金制度等の障害者雇用促進事業の啓発・普及を図ることで、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。

③ 福祉的就労の充実

障がいのある人の特性に応じた就労機会を提供できるように、関係機関と連携して就労継続支援事業などの福祉的就労の機会を拡大します。

第9章 教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進

1 インクルーシブ教育システムの推進

【現状と課題】

障がいのある人、ない人にかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるよう、特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育環境においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができ、社会的に自立するための生きる力を身につけることができるような環境整備が必要となります。本人やその保護者が望む教育を妨げる要因をできる限り取り除くことで、より多くの選択肢を確保できるよう努める必要があります。

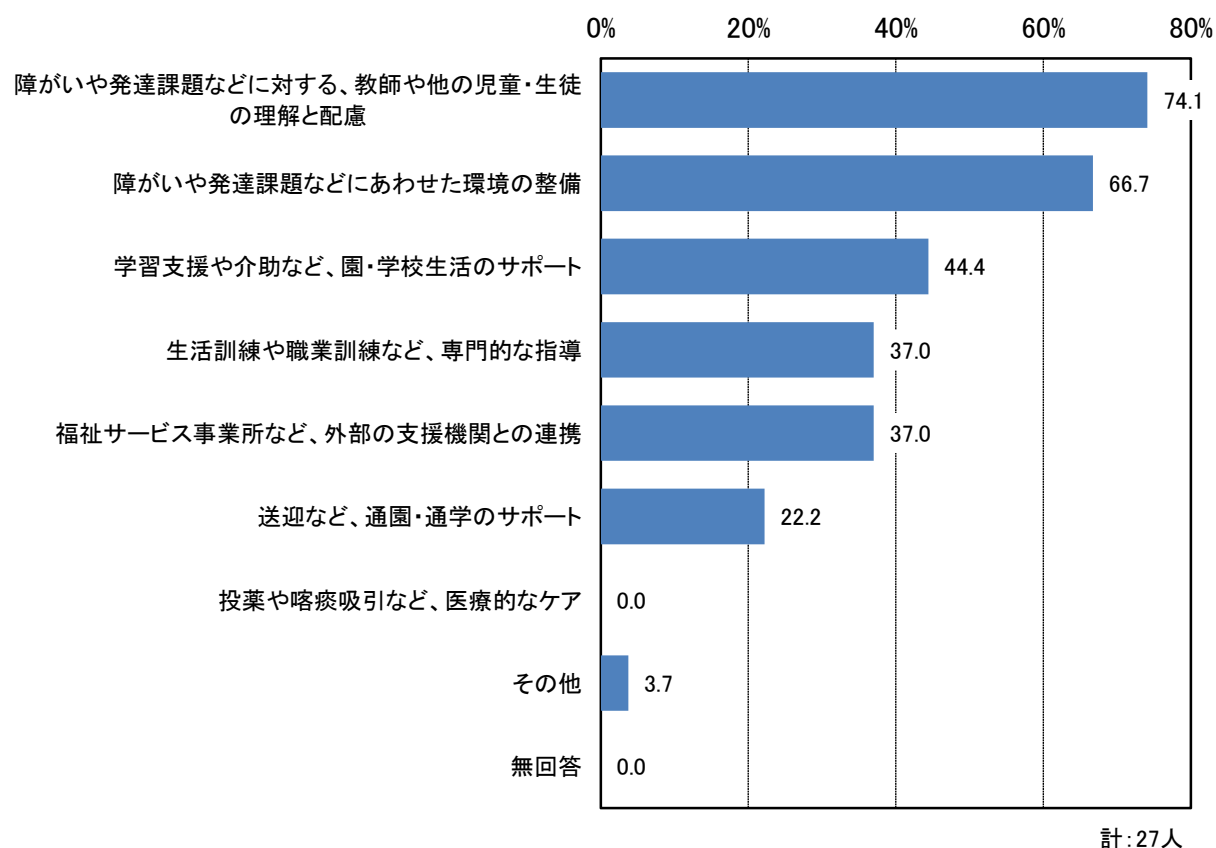
障がい児が保育所や学校に通ううえで求めることとして、「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」と回答した人が最も多く、74.1%となっています。次いで、「障がいや発達課題などにあわせた環境の整備」（66.7%）、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」（44.4%）と続いており、障がいのある、なしにかかわらず、すべての子どもが教育を受けられる状況になるには課題が残されていることが分かります。

本町においても、インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

障がい者の権利に関する条約第24条によれば、**インクルーシブ教育システム**とは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。



図表 31 通園や通学をする上で求めること



【今後の取組】

① 就学指導の充実

障がいのある子どもの特性や希望に応じた適切な就園・就学が可能となるよう、保護者や就学指導に関わる教職員、児童福祉施設等の職員と連携した教育相談体制の充実を図ります。

② 特別支援教育の充実

障がいのある子どもの特性に応じた適切な教育の推進として、小・中学校の特別支援学級への入級や特別支援学校への進学について、医師や特別支援学校長等で構成された就学指導委員会を開催し、学校での支援を推進しています。また、特別支援学級での生活援助・学習補助を目的に、特別支援教育支援員を配置しています。今後も、障がいのある子どものための教育環境の整備・改善とともに、教育・福祉・労働など関係分野との連携強化による進路指導の充実を図っていきます。

③ 子どもの心の問題への対応

複雑化する子どもたちの「こころ」の問題に適切に対応するために、上益城圏域において小・中学校に専門的な知識と経験を持つスクールカウンセラーを配置して、「こころ」の問題に対処するための相談体制を設けています。また、障がいのある子どもに対する「いじめ」を防ぐための体制を敷いています。教育現場での子どもの「こころ」の問題に対処するための体制を強化していきます。

④ 教育相談、就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら就学指導に努めます。

⑤ 学校施設のバリアフリー化

学校施設については、障がいのある児童・生徒が安心・安全に学校生活を過ごせるようバリアフリー化に努めます。

2 生涯を通じた多様な学習活動の充実と文化芸術活動・スポーツ等の推進

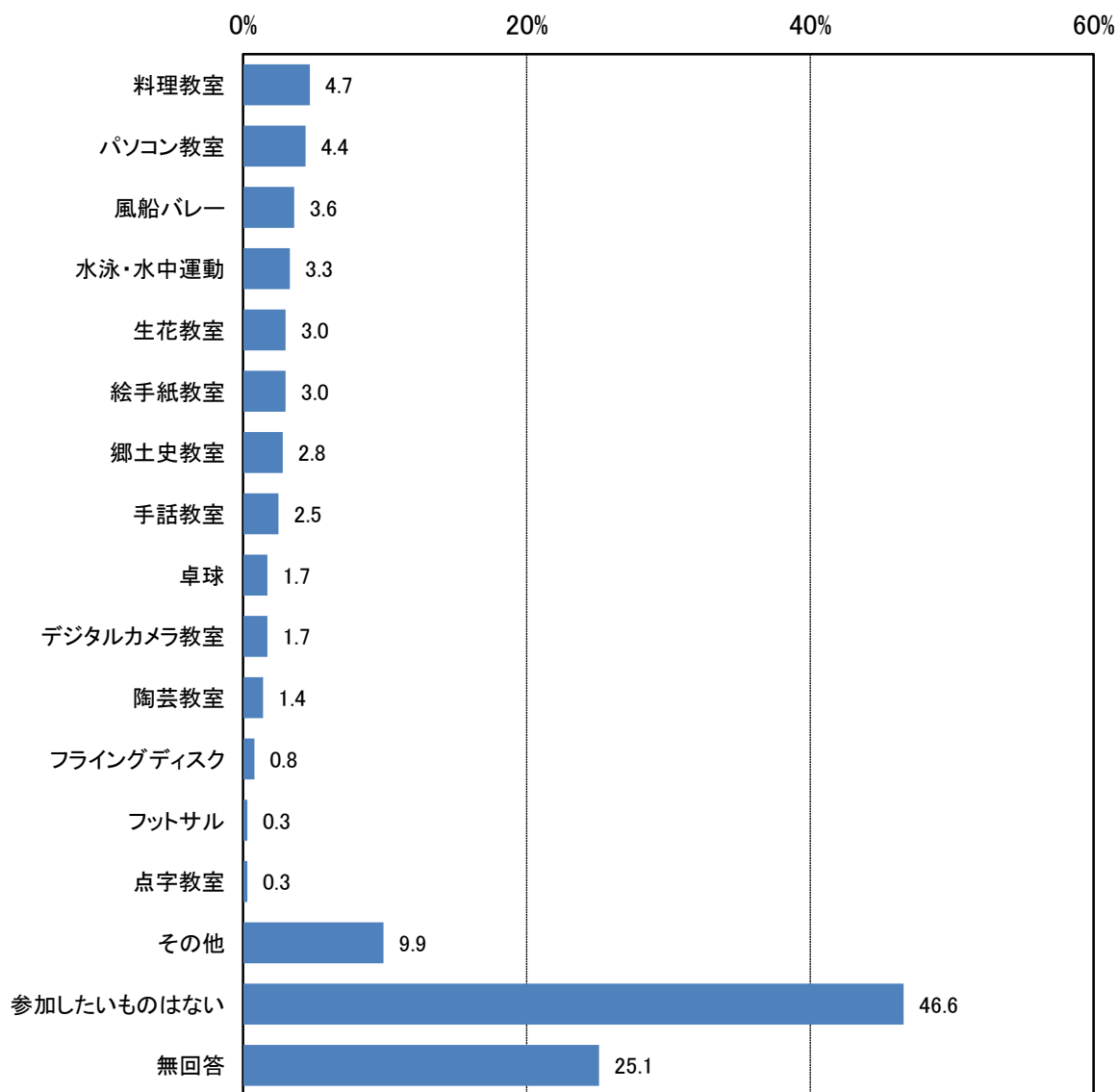
【現状と課題】

これまで、行政は、学校を卒業するまでは特別支援学校をはじめとする学校教育施策によって、学校を卒業してからは福祉施策や労働施策によって、それぞれ支援を行ってきました。しかし、これからは、障がいのある方々が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要であると考えています。

調査結果によると、本町の障がい者が参加したいと思うスポーツや文化活動は多岐にわたっています。全ての障がい者のスポーツ及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにしていくこと、また、これらの活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図っていく必要があります。

一方で、「参加したいものはない」との回答が46.6%あります。障がい者によって障がいの部位や程度は様々ですが、様々なスポーツや文化活動についての情報を提供することで、参加を促していくことが大切です。

図表 32 どのようなスポーツや文化活動に参加したいか



(計:363人)

【今後の取組】

① 生涯学習の推進

障がいのある人の生涯学習の機会づくりと生涯学習活動を支援し、社会参加と相互理解の促進を図ります。

② 学習活動の支援

甲佐町生涯学習センター図書室や公民館等の社会教育施設において、障がい者の利用に配慮した学習・活動の場を提供するよう努めます。

③ 町主催事業での手話通訳等の実施

町主催の学習会・講演会などに手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の社会参加の機会の拡大と活動の支援に努めます。

④ 点字図書・大活字本の整備充実

甲佐町生涯学習センター図書室でのニーズに応じた点字図書・大活字本を充実するよう努めます。

⑤ スポーツ・文化活動等への支援

各種スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション教室の開催を通して、障がいのある人のスポーツ活動を支援します。併せて、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の指導者の育成・確保にも努めます。また、障がいのある人が参加する芸術祭や展覧会、コンサートなどの開催についても積極的に支援します。

⑥ スポーツ・レクリエーション施設等の整備

本町にあるスポーツ・レクリエーション施設を、障がいのある人が安心・安全に利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方に沿って整備していきます。

第 10 章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が必要であることから、障がい福祉サービス事業者、雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者による中立・公平な評価の実施を検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

また、町民をはじめ、関係する機関が計画の内容を共有化し、地域ネットワークの強化に取り組めます。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

障がいのある方や家族会等との意見交換等を通じた点検・評価を検討します。

第 4 期 甲 佐 町 障 が い 者 計 画

平成 30 (2018) 年 3 月

編集・発行 甲 佐 町

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町豊内 719 番地 4

電話番号：096-234-1111 (代表)
